

平成18年度
意匠出願動向調査報告書

マクロ調査
(要約版)

<目次>

第1章	調査概要.....	1
第2章	意匠出願動向.....	2
第3章	意匠制度に関する分析.....	17
第4章	経済・産業状況から見た分析.....	20
第5章	文化、慣習等から見た分析.....	24
第6章	意匠出願動向予測.....	25
第7章	日本の目指すべき方向性.....	29

平成19年3月

特許庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03 - 3581 - 1101 (内線2159)

第1章 調査概要

第1節 調査目的

全世界における意匠出願件数は年間約 60 万件であり、その内、日本では約 3 万 9 千件、米国では約 2 万 5 千件、欧州では約 6 万 4 千件¹の出願がされている。人口比率で見ると、日本では米国の約 3.6 倍、欧州の約 2.2 倍²の出願があり、日本は世界有数のデザイン先進国といえることができる。

このような状況で我が国が国家戦略として目指す「知的財産立国」の実現に向けて、デザインが果たす役割への期待、価値あるデザインを法的に保護する意匠制度に対する期待は年々高まっている。また、これからは世界規模での意匠動向を視野に入れる必要があると同時に、各産業分野毎の状況に応じた個別具体的な対応が必要となってくる。特に、日本および意匠の保護制度に関する主要国である米国、欧州における各国主力産業毎の意匠出願動向の分析は、関連する企業の研究開発、デザイン開発等の戦略策定に極めて有用な情報となる。本調査は日米欧の全体および分野別の意匠登録数から、日米欧の意匠出願の特徴、その背景と考えられる各国の産業状況等について分析し、企業活動における研究開発、デザイン開発等の戦略策定を支援するものである。

第2節 調査分析方法

調査対象国・機関を日本（JPO：日本特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、欧州（OHIM：欧州共同体商標意匠庁）、対象意匠分野を日本意匠分類における A～N グループ、調査対象の時期範囲として 2005 年 1～12 月に意匠公報が発行された意匠とした。該当する日本の意匠登録数は 32,705 件、米国の意匠登録数は 12,951 件、欧州の意匠登録数³は 64,124 件であった。

また、意匠出願動向予測において、過去 3 年間の経年推移を見るために、日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）のデータベースを利用した検索データを追加した。対象意匠分野をロカルノ分類におけるクラス 01～99、調査対象の時期範囲を 2003～2005 年に意匠公報が発行された意匠とした。

なお、欧州については多意匠一出願であるため、本調査では比較しやすいように、件数の単位は出願件数ではなく、登録された個々の意匠数とした。その他の留意点は以下に示す。

- ・ 出願人国籍については、筆頭出願人を対象として特定する。
- ・ 出願人国籍が欧州とは、出願人の国籍が EU 加盟国の 25 カ国である場合とし、出願人国籍がその他とは、日本、米国、欧州（EU 加盟 25 カ国）以外の国籍とした。
- ・ 米国および欧州共同体登録意匠には、日本意匠分類（2005 年 1 月 1 日施行版）を付与し、物品分野毎の分析に日本意匠分類を用いた。

¹ 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）へ 2005 年に登録された件数。

² 欧州を EU 加盟国 25 カ国とした場合。

³ 欧州登録意匠には公開種別として、完全公開 A1(Registered and fully published)と、公開延期 A2(Registered and subject to deferment)があり、時期的範囲 2005 年 1～12 月の公報発行には、A1 が 64,124 件、A2 が 3,715 件含まれている。A2 では公報は発行されるものの、ロカルノ分類、対象物品等の書誌情報は記載されていないため、本調査では A1 のみを分析対象とした。

第2章 意匠出願動向

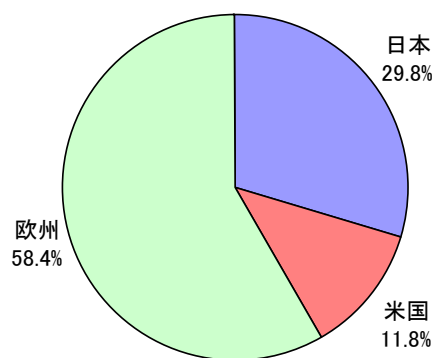
第1節 全体動向

1. 主要2カ国・1機関の意匠登録の状況

①出願先国別分析

出願先国別の意匠登録の状況として、主要2カ国・1機関への2005年1～12月の意匠登録総数は109,780件であり、その内、日本での意匠登録は29.8%にあたる32,705件、米国での意匠登録は11.8%にあたる12,951件、欧州共同体商標意匠庁での意匠登録は58.4%にあたる64,124件であった。出願先国別の意匠登録数を第2-1図に示す。

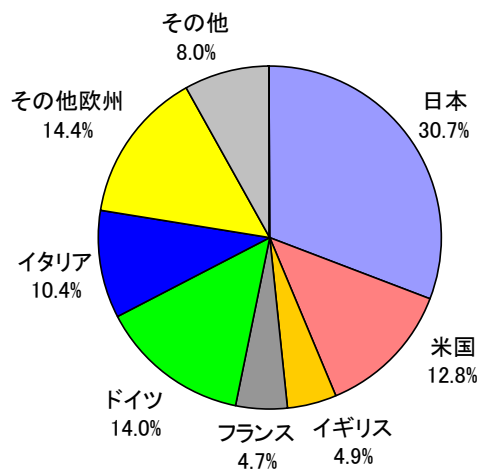
第2-1図 出願先国別の意匠登録数 (n=109,780)



②出願人国籍別分析

主要2カ国・1機関で登録された意匠数に占める日本国籍の出願人からの意匠登録数は33,753件であり、全体の30.7%を占めており、次いでドイツ国籍の出願人からの意匠登録数は15,401件で全体の14.0%、米国国籍の出願人からの意匠登録数は14,027件で全体の12.8%、イタリア国籍の出願人からの意匠登録数は11,418件で全体の10.4%と続く。

第2-2図 出願人国籍別の意匠登録数 (n=109,780)



第 2-1 図の出願先国別の意匠登録状況と第 2-2 図の出願人国籍別の意匠登録状況を比べると、日本の意匠登録数 32,705 件と日本国籍の出願人の意匠登録数 33,753 件はほぼ等しく、米国も同様の傾向であるが、欧州については、欧州の意匠登録数 64,124 件が EU 加盟 25 カ国の国籍の出願人の意匠登録数 53,146 件を大きく上回っている。欧州共同体商標意匠庁への意匠登録が欧州地域以外の日本、米国およびその他の国から比較的多いことがわかる。

③主要 2 カ国・1 機関の意匠登録の相関関係

主要 2 カ国・1 機関の意匠登録の相関関係を第 2-3 図に示す。

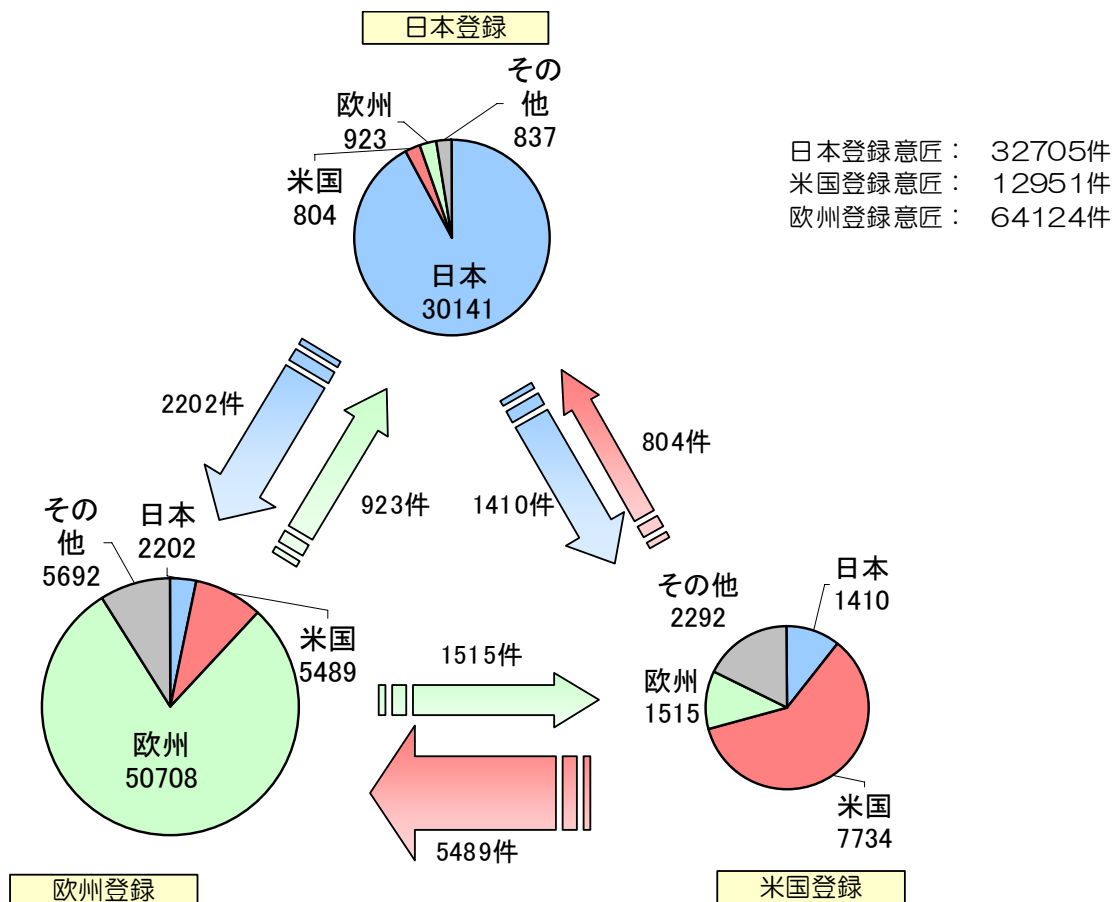
日本での意匠登録数 32,705 件に占める日本国籍の出願人の意匠登録数は 30,141 件であり、自国の占める割合が全体の 92.2%を占めている。

米国での意匠登録数 12,951 件に占める米国国籍の出願人の意匠登録数は 7,734 件であり、自国の占める割合は 59.7%である。

欧州での意匠登録数 64,124 件に占める欧州国籍の出願人の意匠登録数は 50,708 件であり、EU25 カ国の出願人の占める割合は 79.1%である。

このことから、日本は、米国や欧州に比べ、自国へ意匠登録する割合が高いことがわかる。

第 2-3 図 主要 2 カ国・1 機関の意匠登録の相関関係



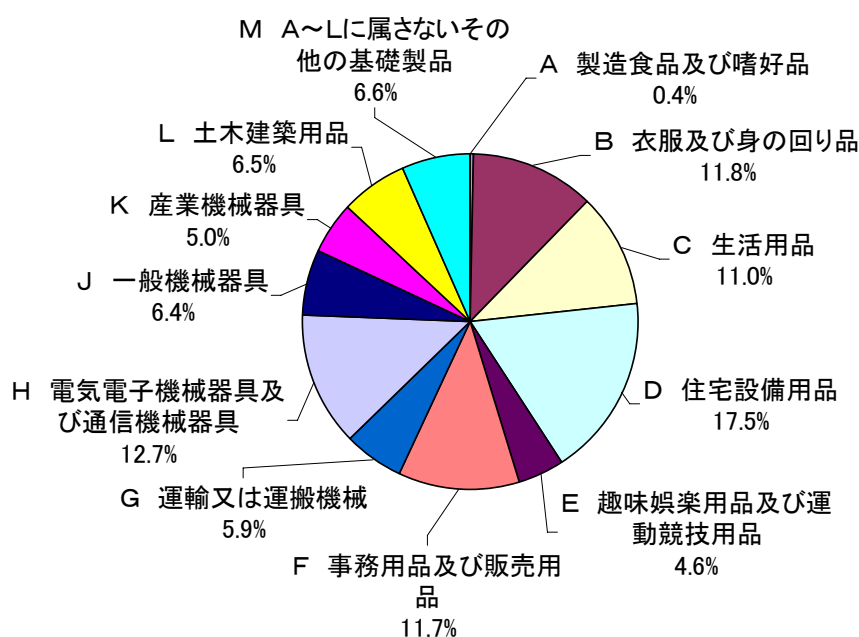
また、外国への出願に目を向けると、第 2-3 図に示されるように、特徴的なのは、米国から欧州への出願の多さである。

このことから、日本国籍及び EU 加盟 25 カ国の国籍の出願人は、自国及び地域での意匠登録を重要視し、米国国籍の出願人は自国での登録のほか、欧州での登録に重点を置いていることが窺える。

2. 物品分野別の意匠登録状況

物品分野別の意匠登録状況として、主要 2 カ国・1 機関への 2005 年 1～12 月の意匠登録総数 107,927 件⁴に占める日本意匠分類のグループ別の意匠登録内訳を第 2-4 図に示す。特徴として、D グループ（住宅設備用品）が 18,867 件で全体の 17.5%で最も多く、次いで、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 13,667 件で全体の 12.7%、B グループ（衣服及び身の回り品）が 12,750 件で全体の 11.8%、F グループ（事務用品及び販売用品）が 12,602 件で全体の 11.7%、C グループ（生活用品）が 11,897 件で全体の 11.0%となっている。

第 2-4 図 主要 2 カ国・1 機関全体における日本意匠分類のグループ別の意匠登録内訳
(n=107,927)



⁴ 本調査では日本登録意匠、米国登録意匠、欧州登録意匠のすべてを対象に、日本意匠分類による分野別動向分析を行うこととしたが、米国登録意匠および欧州登録意匠の中には、日本では保護対象とならないものが存在するため、分野別動向ではそれらを除外した。

①分野別の出願先国別特徴

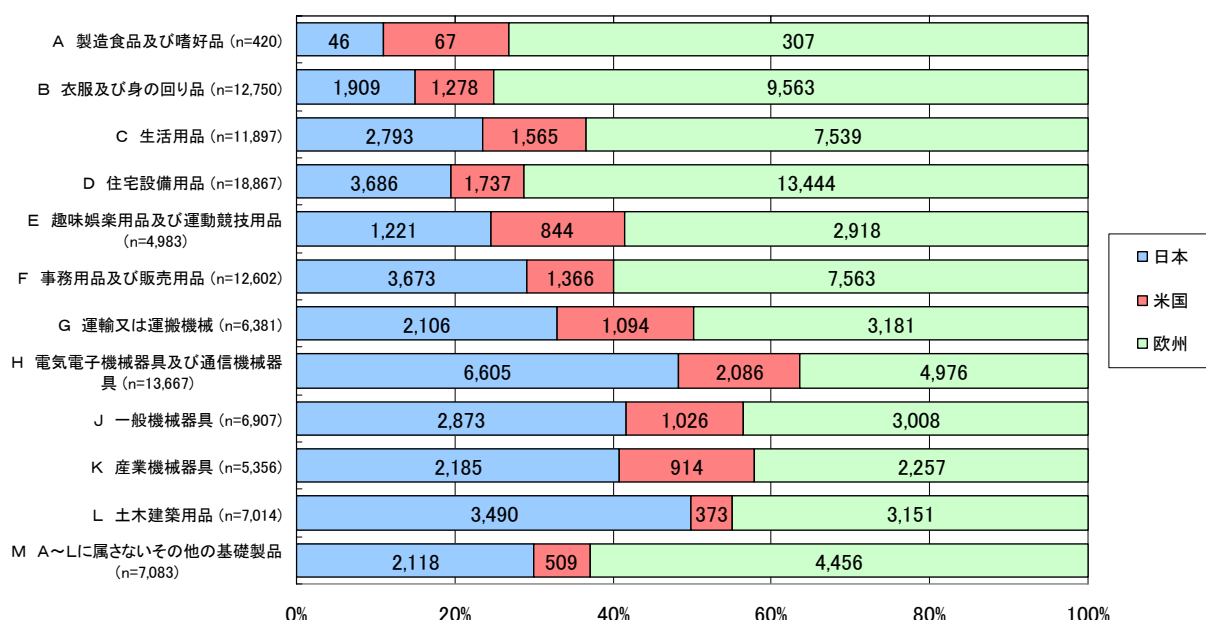
第 2-5 図は主要 2 カ国・1 機関における全意匠登録数を分類毎に分け、それぞれの国・機関への出願が占める割合を示した図である。

日本で登録されている物品分野では、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、L グループ（土木建築用品）が多く登録されていることが特徴的である。J グループ（一般機械機具）、K グループ（産業機械器具）も割合が高い。

米国で登録されている物品分野の特徴としては、E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）、G グループ（運輸又は運搬機械）、K グループ（産業機械器具）の割合が若干高いことである。

欧州で登録されている物品分野の特徴としては、B グループ（衣服及び身の回り品）、D グループ（住宅設備用品）の意匠登録数の割合がグループ全体の 70%以上を占め、高いのが特徴である。

第 2-5 図 日本意匠分類グループに関する出願先国別の意匠登録内訳



②分野別の出願人国籍別特徴

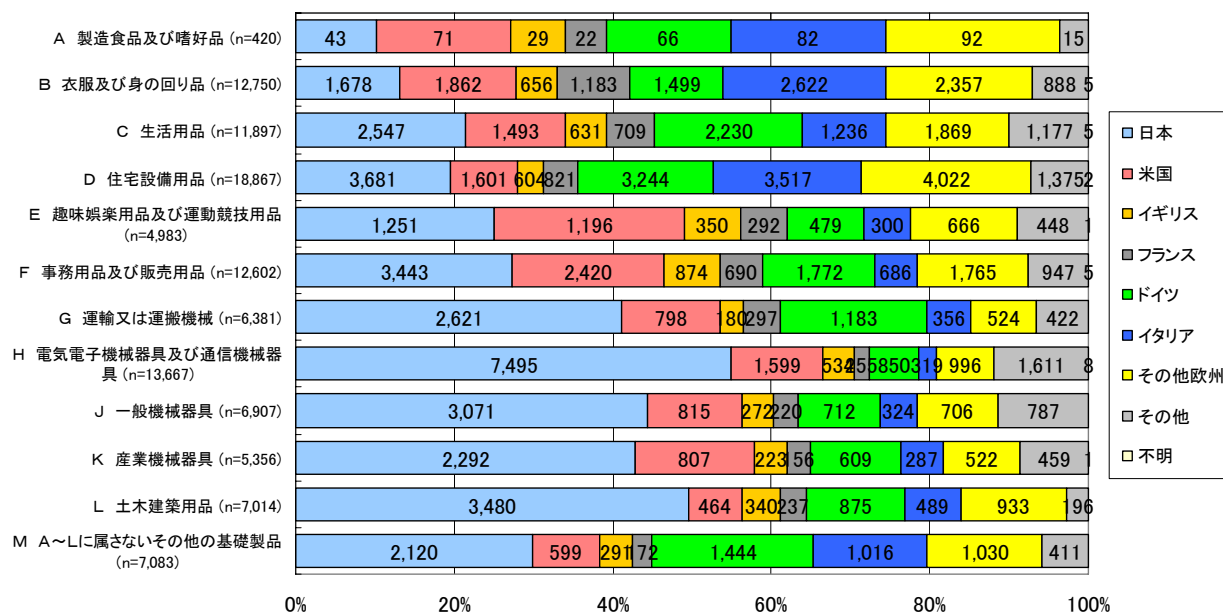
第 2-6 図は主要 2 カ国・1 機関での全意匠登録数を分類毎に分け、出願人の国籍から意匠登録数の割合を示した図である。

日本国籍の出願人の意匠登録は、A グループ（製造食品及び嗜好品）、B グループ（衣服及び身の回り品）を除き、その他の 10 グループ全てでどの国籍の出願人の意匠登録数よりも上回っている。特に H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、L グループ（土木建築用品）、J グループ（一般機械機具）、K グループ（産業機械器具）、G グループ（運輸又は運搬機械）では、日本国籍の出願人の意匠登録数がそれぞれのグループにおいて全体の 40%以上を占めていることが大きな特徴となって表れている。

米国国籍の出願人の意匠登録に関する特徴としては、E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）、F グループ（事務用品及び販売用品）が、比較的多いことがわかる。

欧州地域の国籍の出願人の意匠登録に関する特徴としては、Bグループ（衣服及び身の回り品）、Dグループ（住宅設備用品）でイタリア国籍の出願人の意匠登録が多いこと、Cグループ（生活用品）、Gグループ（運輸又は運搬機械）、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）でドイツ国籍の出願人の意匠登録が多いことである。

第 2-6 図 日本意匠分類グループに関する出願人国籍別の意匠登録内訳



3. 出願人の状況

出願人の状況として、主要2カ国・1機関への2005年1～12月の意匠登録総数109,780件における出願先国別および出願人国籍別の一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合分布を第2-7表に示す。また、出願先国別および出願人国籍別の一出願人当りの意匠登録数（平均値）を第2-8表に示す。なお、ここでの出願人は筆頭出願人とする。

出願先国別と出願人国籍別の一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合を見るとそれぞれの傾向に大きな違いはなく、主要2カ国・1機関において、年間に意匠登録する件数が1～10件である出願人数が全体の87%以上を占めており、年間に11件以上の意匠登録を行っている出願人が非常に少ないことがわかる。

出願人国籍で見ると日本は90.7%、米国は95.6%、欧州は87.0%となっており、米国の出願人は年間に1～10件の意匠登録をする傾向が他に比べて高い傾向にある。

また、出願先国別と出願人国籍別の一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合においていずれも0.1～0.4%とわずかであるが、年間の意匠登録数が201件以上の出願人が存在し、その中で日本国籍の出願人が19人（0.4%）となっており、高めである。

一出願人当りの意匠登録数を出願先国別、出願人国籍別に意匠登録総数と出願人数総数で求めた平均値で比べると、出願先国別では欧州、日本、米国の順で多く、日本（5.5件）は全体平均（5.7件）とほぼ等しく、出願人国籍別では欧州、日本、その他の国、米国の順で多く、日本（6.5件）は欧州（6.8件）とほぼ等しくなっている。

第2-7表 一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合分布

意匠登録数	全体		出願先国別出願人数						出願人国籍別出願人数							
			日本		米国		欧州		日本		米国		欧州		その他	
1～10	17444	90.6%	5421	91.7%	5341	97.0%	8146	87.0%	4679	90.7%	3822	95.6%	6843	87.0%	2100	93.7%
11～20	903	4.7%	227	3.8%	107	1.9%	624	6.7%	207	4.0%	96	2.4%	517	6.6%	83	3.7%
21～30	339	1.8%	91	1.5%	26	0.5%	233	2.5%	88	1.7%	30	0.8%	201	2.6%	20	0.9%
31～40	160	0.8%	41	0.7%	14	0.3%	115	1.2%	40	0.8%	14	0.4%	96	1.2%	10	0.4%
41～50	113	0.6%	41	0.7%	3	0.1%	70	0.7%	37	0.7%	11	0.3%	55	0.7%	10	0.4%
51～60	73	0.4%	22	0.4%	6	0.1%	44	0.5%	23	0.4%	3	0.1%	40	0.5%	7	0.3%
61～70	45	0.2%	8	0.1%	3	0.1%	20	0.2%	18	0.3%	5	0.1%	18	0.2%	4	0.2%
71～80	26	0.1%	8	0.1%	3	0.1%	17	0.2%	7	0.1%	3	0.1%	14	0.2%	2	0.1%
81～90	20	0.1%	9	0.2%	0	0.0%	16	0.2%	7	0.1%	1	0.0%	10	0.1%	2	0.1%
91～100	15	0.1%	7	0.1%	2	0.0%	9	0.1%	4	0.1%	1	0.0%	10	0.1%	0	0.0%
101～110	13	0.1%	5	0.1%	1	0.0%	9	0.1%	2	0.0%	2	0.1%	9	0.1%	0	0.0%
111～120	18	0.1%	1	0.0%	0	0.0%	10	0.1%	8	0.2%	0	0.0%	9	0.1%	1	0.0%
121～130	9	0.0%	3	0.1%	0	0.0%	7	0.1%	2	0.0%	1	0.0%	6	0.1%	0	0.0%
131～140	8	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	0	0.0%	4	0.1%	0	0.0%
141～150	9	0.0%	3	0.1%	0	0.0%	4	0.0%	4	0.1%	1	0.0%	4	0.1%	0	0.0%
151～160	4	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	3	0.0%	0	0.0%
161～170	6	0.0%	6	0.1%	1	0.0%	6	0.1%	4	0.1%	0	0.0%	2	0.0%	0	0.0%
171～180	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
181～190	3	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	0	0.0%
191～200	3	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
201～	47	0.2%	13	0.2%	0	0.0%	22	0.2%	19	0.4%	8	0.2%	18	0.2%	2	0.1%
合計	19260	100.0%	5914	100.0%	5507	100.0%	9362	100.0%	5159	100.0%	3998	100.0%	7862	100.0%	2241	100.0%

注) 割合分布比率が0.1%未満の場合は、0.0%と表示している。

第2-8表 一出願人当りの意匠登録数(平均値)

	全体	出願先国別			出願人国籍別			
		日本	米国	欧州	日本	米国	欧州	その他
意匠登録数	109780	32705	12951	64124	33753	14027	53146	8821
出願人数	19260	5914	5507	9362	5159	3998	7862	2241
意匠登録数/出願人数	5.7	5.5	2.4	6.8	6.5	3.5	6.8	3.9

第2-9表には主要2カ国・1機関への2005年1～12月の意匠登録総数109,780件における主要出願人の意匠登録数ランキングを示す。

上位20位中、日本国籍の出願人が10社、EU加盟25カ国の国籍の出願人が5社(デンマーク、オーストリア、イタリア、ドイツ)、米国国籍の出願人が4社、その他国籍の出願人(韓国)が1社であった。

業種別に見ると、電機メーカー8社(松下電器産業株式会社、シャープ株式会社、ソニー株式会社、SAMSUNG ELECTRONICS CO. LTD.、株式会社東芝、三洋電機株式会社、BSH Bosch und Siemens Hausgeräte GmbH、三菱電機株式会社)、自動車メーカー3社(本田技研工業株式会社、DaimlerChrysler AG、トヨタ自動車株式会社)、家庭用保健衛生用品メーカー2社(Colgate-Palmolive Company、The Procter & Gamble Company)、家具メーカー2社(Scancom International A/S、株式会社岡村製作所)、照明機器メーカー2社(松下電工株式会社、EGLO LEUCHTEN GMBH)、運動用具メーカー1社(Nike International, Ltd.)、玩具メーカー1社(Mattel, Inc.)、室内装飾品メーカー1社(THUN SPA)となっている。

このことから、主要2カ国・1機関への意匠登録においては、主要な出願人の業種として電機メーカー、自動車メーカーがあげられ、多くの日本企業が名を連ねている。特に1位の松下電器産業の意匠登録数は2位のシャープの2倍以上の件数があり、かなり突出しているといえる。

第 2-9 表 主要出願人の意匠登録数ランキング（上位 20 位）

順位	筆頭出願人	国籍	主な意匠分類					件数
			H17	H65	H76	H74	H14	
1	松下電器産業株式会社	日本	14.3%	12.1%	6.7%	6.2%	6.0%	1374
2	シャープ株式会社	日本	H76 18.9%	H74 17.3%	D43 11.9%	H75 8.7%	C64 7.3%	641
3	Colgate-Palmolive Company	米国	F42 46.1%	F47 40.4%	C41 8.7%	F44 1.8%	F43 1.1%	560
4	ソニー株式会社	日本	H65 22.5%	H72 18.6%	J32 17.3%	H76 12.6%	H77 8.4%	538
5	SAMSUNG ELECTRONICS CO. LTD.	韓国	H74 50.1%	H65 11.6%	H76 10.6%	C64 3.6%	H77 3.6%	501
6	本田技研工業株式会社	日本	G22 51.0%	G23 29.0%	G29 5.4%	K82 3.5%	K31 2.0%	459
7	松下電工株式会社	日本	D33 21.7%	B73 9.0%	H15 8.1%	B72 7.8%	H13 6.7%	446
8	株式会社東芝	日本	H74 12.3%	C35 10.3%	H76 8.4%	J73 7.5%	H65 7.1%	438
9	Nike International, Ltd.	米国	B51 83.2%	B59 10.3%	E33 3.9%	B55 2.1%	B24 0.5%	435
10	三洋電機株式会社	日本	D43 11.3%	H76 9.7%	H74 6.5%	H65 5.8%	C65 5.5%	433
11	Mattel, Inc.	米国	E13 38.5%	E16 37.8%	E10 8.4%	E15 3.5%	E17 3.0%	429
12	The Procter & Gamble Company	米国	F47 48.0%	C33 11.0%	C44 9.3%	F49 7.2%	C41 2.7%	400
13	Scancom International A/S	デンマーク	D72 63.1%	D71 32.3%	D65 3.3%	E25 0.8%	D70 0.3%	390
14	EGLO LEUCHTEN GMBH	オーストリア	D33 94.6%	H17 3.2%	D34 1.6%	D36 0.5%		371
15	THUN SPA	イタリア	C52 33.5%	C21 29.9%	C22 7.1%	C53 4.7%	D32 4.7%	364
16	DaimlerChrysler AG	ドイツ	G22 54.1%	G29 24.8%	J23 4.8%	D71 2.8%	H61 2.6%	351
17	トヨタ自動車株式会社	日本	G22 82.8%	C13 4.7%	G29 3.0%	K82 3.0%	H18 2.1%	338
18	BSH Bosch und Siemens Hausgeräte GmbH	ドイツ	C64 28.6%	C67 14.8%	C36 11.1%	C63 7.4%	C54 6.8%	325
19	株式会社岡村製作所	日本	D65 27.6%	D72 24.5%	D71 20.1%	D74 6.6%	D91 5.3%	319
20	三菱電機株式会社	日本	C65 13.6%	D43 12.0%	F51 10.4%	H65 8.1%	H71 7.4%	309

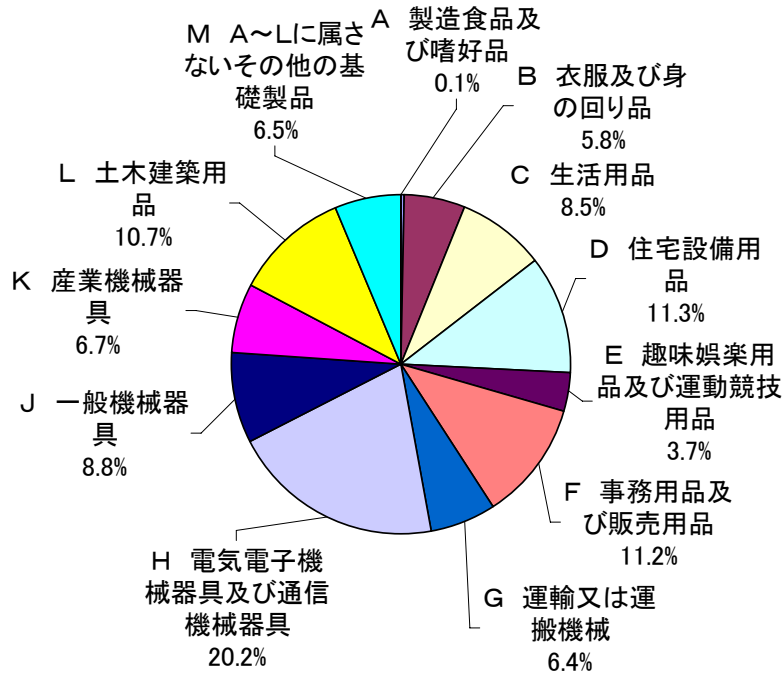
4. 出願先国別の登録状況

出願先国別の日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を第 2-10～12 図に示す。

①日本

日本での意匠登録に関し、日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 6,605 件で全体の 20.2%と最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が 3,686 件で全体の 11.3%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が 3,673 件で全体の 11.2%、Lグループ（土木建築用品）が 3,490 件で全体の 10.7%、Jグループ（一般機械器具）が 2,873 件で全体の 8.8%となっている。日本での意匠登録の特徴は、米国や欧州での意匠登録と比べて、日本意匠分類の Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Lグループ（土木建築用品）、Jグループ（一般機械器具）の全体に占める割合が高いことがあげられる。

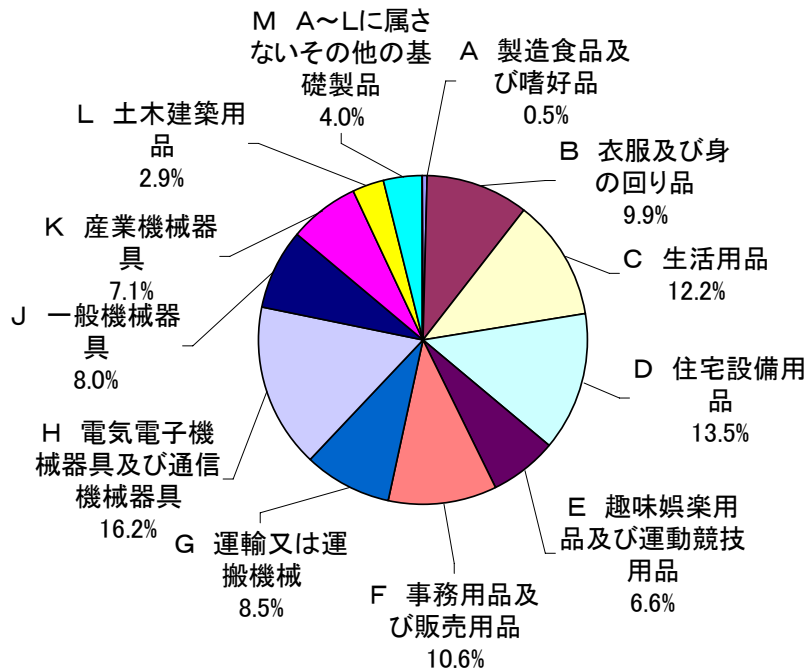
第 2-10 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（日本 n=32,705）



②米国

米国での意匠登録に関し、日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が2,086件で全体の16.2%で最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が1,737件で全体の13.5%、Cグループ（生活用品）が1,565件で全体の12.2%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が1,366件で全体の10.6%、Bグループ（衣服及び身の回り品）が1,278件で全体の9.9%となっている。米国での意匠登録の特徴は、日本や欧州での意匠登録と比べて、日本意匠分類のGグループ（運輸又は運搬機械）、Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の全体に占める割合が高いことがあげられる。

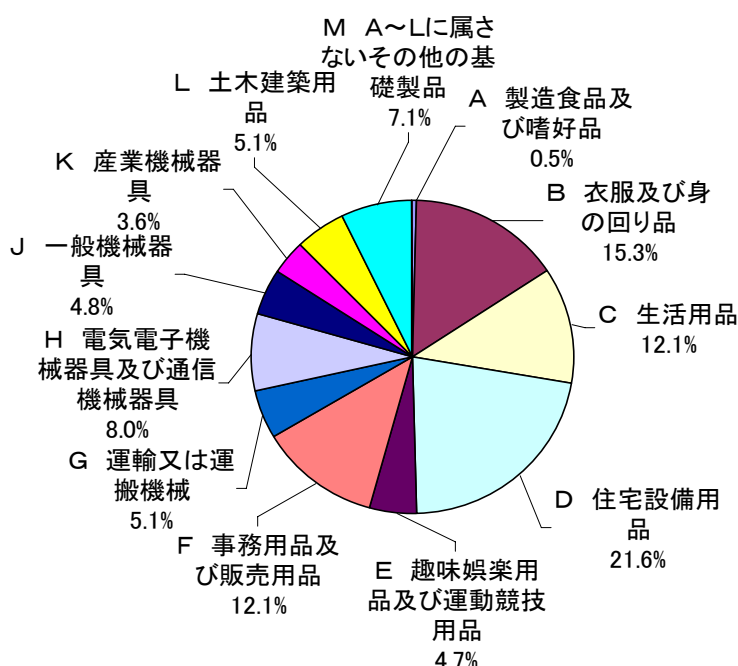
第 2-11 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（米国 n=12,859）



③欧州

欧州共同体商標意匠庁での意匠登録に関し、日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Dグループ（住宅設備用品）が13,444件で全体の21.6%で最も多く、次いでBグループ（衣服及び身の回り品）が9,563件で全体の15.3%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が7,563件で全体の12.1%、Cグループ（生活用品）が7,539件で全体の12.1%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が4,976件で全体の8.0%となっている。欧州共同体商標意匠庁での意匠登録の特徴は、日本、米国での意匠登録と比べて、日本意匠分類のDグループ（住宅設備用品）、Bグループ（衣服及び身の回り品）、Fグループ（事務用品及び販売用品）の全体に占める比率が高いことがあげられる。

第2-12図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（欧州 n=62,363）



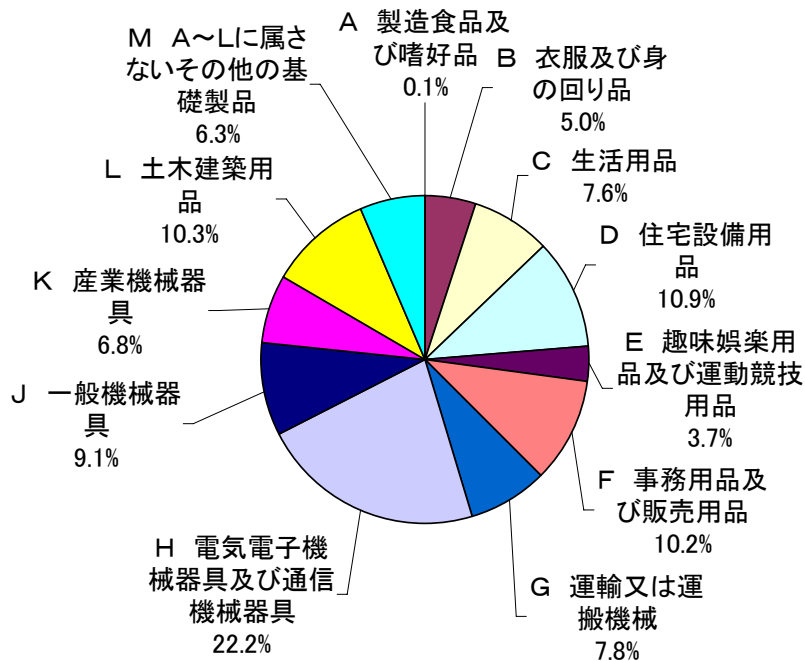
5. 出願人国籍別の登録状況

①日本国籍出願人

各出願人国籍別の日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を第2-13～16図に示す。

日本国籍の出願人による意匠登録に関し、日本意匠分類のグループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が7,495件で全体の22.2%で最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が3,681件で全体の10.9%、Lグループ（土木建築用品）が3,480件で全体の10.3%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が3,443件で全体の10.2%、Jグループ（一般機械器具）が3,071件で全体の9.1%となっている。

第 2-13 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（日本 n=33,722）

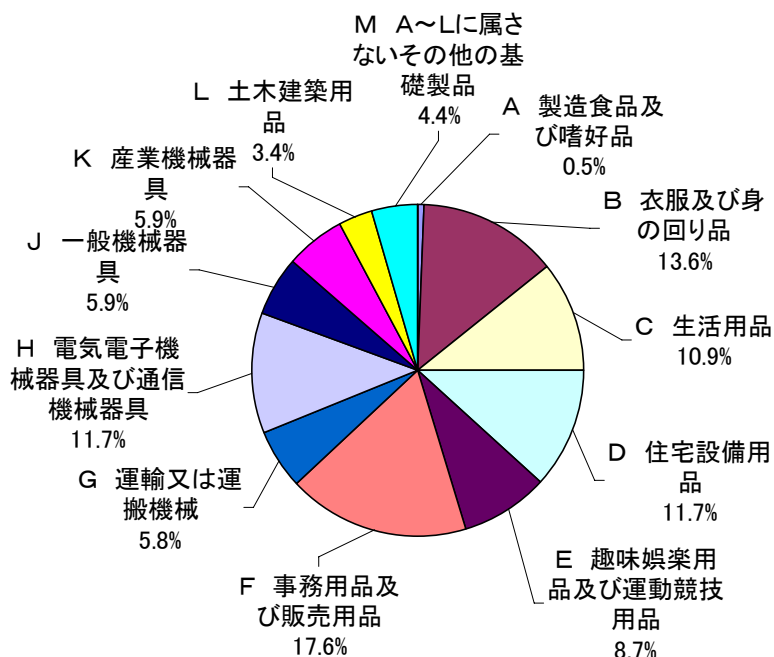


②米国国籍出願人

米国国籍の出願人による意匠登録に関し、日本意匠分類のグループ別の意匠登録割合を見ると、Fグループ（事務用品及び販売用品）が2,420件で全体の17.6%で最も多く、次いで、Bグループ（衣服及び身の回り品）が1,862件で全体の13.6%、Dグループ（住宅設備用品）が1,601件で全体の11.7%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が1,599件で全体の11.7%、Cグループ（生活用品）が1,493件で全体の10.9%となっている。米国国籍の出願人の意匠登録の特徴は、日本、欧州、その他の国の国籍の出願人の意匠登録の状況と比べて、日本意匠分類のFグループ（事務用品及び販売用品）、Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の全体に占める比率が高いことがあげられる。

また、欧州国籍の出願人には及ばないが、Bグループ（衣服及び身の回り品）の全体に占める比率も比較的高い。

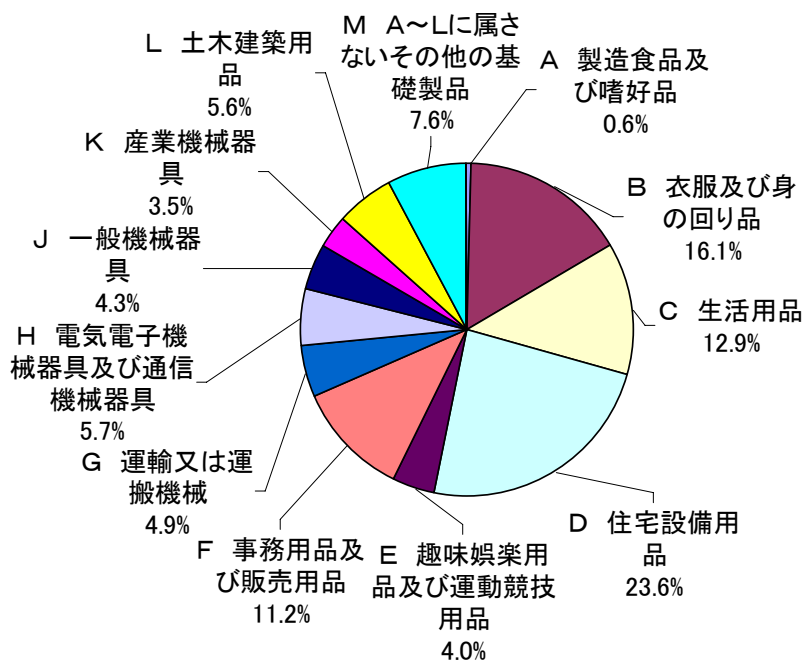
第 2-14 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（米国 n=13,725）



③欧州国籍出願人

欧州国籍の出願人による意匠登録に関し、日本意匠分類のグループ別の意匠登録割合を見ると、Dグループ（住宅設備用品）が12,208件で全体の23.6%で最も多く、次いで、Bグループ（衣服及び身の回り品）が8,317件で全体の16.1%、Cグループ（生活用品）が6,675件で全体の12.9%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が5,787件で全体の11.2%、Mグループ（A~Lに属さないその他の基礎製品）が3,953件で全体の7.6%となっている。

第 2-15 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（欧州 n=51,717）

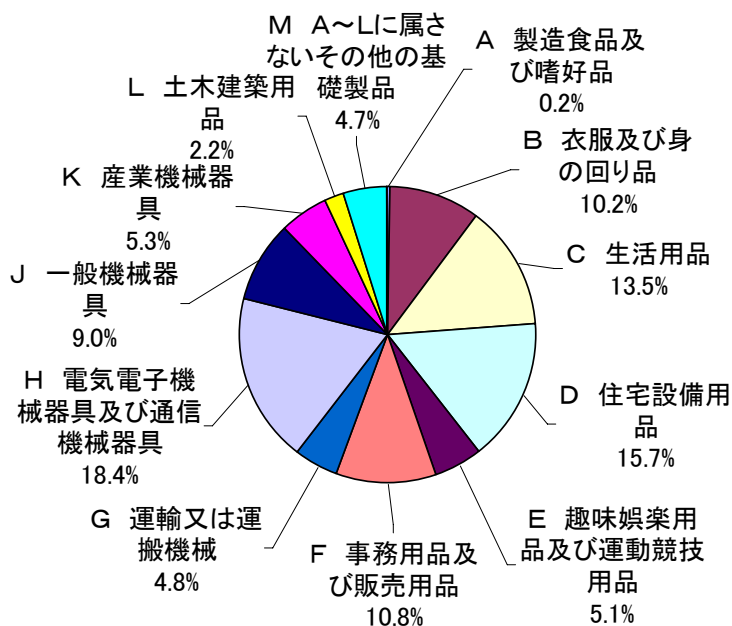


欧州国籍の出願人の意匠登録の特徴は、日本、米国、その他の国の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類の D グループ（住宅設備用品）、B グループ（衣服及び身の回り品）、M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）の全体に占める比率が高いことがあげられる。また、C グループ（生活用品）の全体に占める比率も比較的高い。

④その他国籍出願人

日本、米国、欧州以外の国籍の出願人による意匠登録に関し、日本意匠分類のグループ別の意匠登録割合を見ると、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 1,611 件で全体の 18.4% で最も多く、次いで、D グループ（住宅設備用品）が 1,375 件で全体の 15.7%、C グループ（生活用品）が 1,177 件で全体の 13.5%、F グループ（事務用品及び販売用品）が 947 件で全体の 10.8%、B グループ（衣服及び身の回り品）が 888 件で全体の 10.2% となっている。日本、米国、欧州以外の国籍の出願人の意匠登録の特徴は、日本、米国、欧州の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類の C グループ（生活用品）の全体に占める比率が高いことがあげられる。日本国籍の出願人には及ばないが、J グループ（一般機械器具）の全体に占める比率も比較的高く、これはスイス国籍の出願人による意匠登録が影響していると考えられる。

第 2-16 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合（その他 n=8,736）



第2節 主要物品別の登録状況

主要物品別の登録状況として、主要2カ国・1機関への2005年1～12月の意匠登録総数（107,927件）に占める日本意匠分類の小分類一桁別の意匠登録数ランキング（1～40位）を第2-17表に示す。

日本意匠分類の小分類一桁別の意匠登録数ランキングでは、F47の包装用容器等が5.2%（5,569件）で最も多く、次いで、D72の腰掛け、いす等が4.0%（4,331件）、D33の屋内用照明器具が3.0%（3,190件）、G22の自動車等が2.7%（2,926件）、D65の収納家具等が2.2%（2,329件）と続き、1～40位の意匠登録数合計（57,314件）は全体（107,927件）の53.1%を占めている。

第2-17表 主要物品（日本意匠分類の小分類一桁の1～40位）の意匠登録数ランキング

順位	日本意匠分類	内容	件数
1	F47	包装用容器等	5569
2	D72	腰掛け、いす等	4331
3	D33	屋内用照明器具	3190
4	G22	その他の自動車	2926
5	D65	収納家具等	2329
6	M11	織物地、編物地等	2139
7	B51	短靴	2083
8	M25	バルブ等	1797
9	H74	電話機等	1551
10	D71	テーブル、机、カウンター等	1516
11	H13	電気接続器等	1482
12	M32	開閉金物	1457
13	B59	履物等部品及び付属品	1372
14	B11	洋服	1345
15	G29	車両部品及び付属品	1328
16	H71	その他のデータ入出力機器等	1320
17	C52	飲食用容器	1296
18	H65	情報記録機器等	1216
19	B41	かばん又は携帯用袋物	1162
20	H76	映像情報入出力機器	1142
21	L35	門、塀、さく等	1058
22	H72	音響情報入出力機器	1036
23	J23	腕時計	983
24	F21	筆記用具	949
25	C64	調理用加熱器	889
26	B31	装身具	881
27	F49	包装紙、包装用容器等部品及び付属品	876
28	E13	人形及び動物おもちゃ等	861
29	L61	建築用板	839
30	C21	置物等	813
31	D43	送風式冷暖房機器等	811
32	L32	組立て家屋等	795
33	L46	建具等	778
34	J74	手術用機械器具及び処置用機械器具	770
35	J32	カメラ等	766
36	H75	紙データ入出力機等	748
37	D62	壁取付け小型整理用具	739
38	H17	発光ダイオード及び電球等	734
39	C53	食卓用容器又は保存用容器	722
40	B36	眼鏡	715

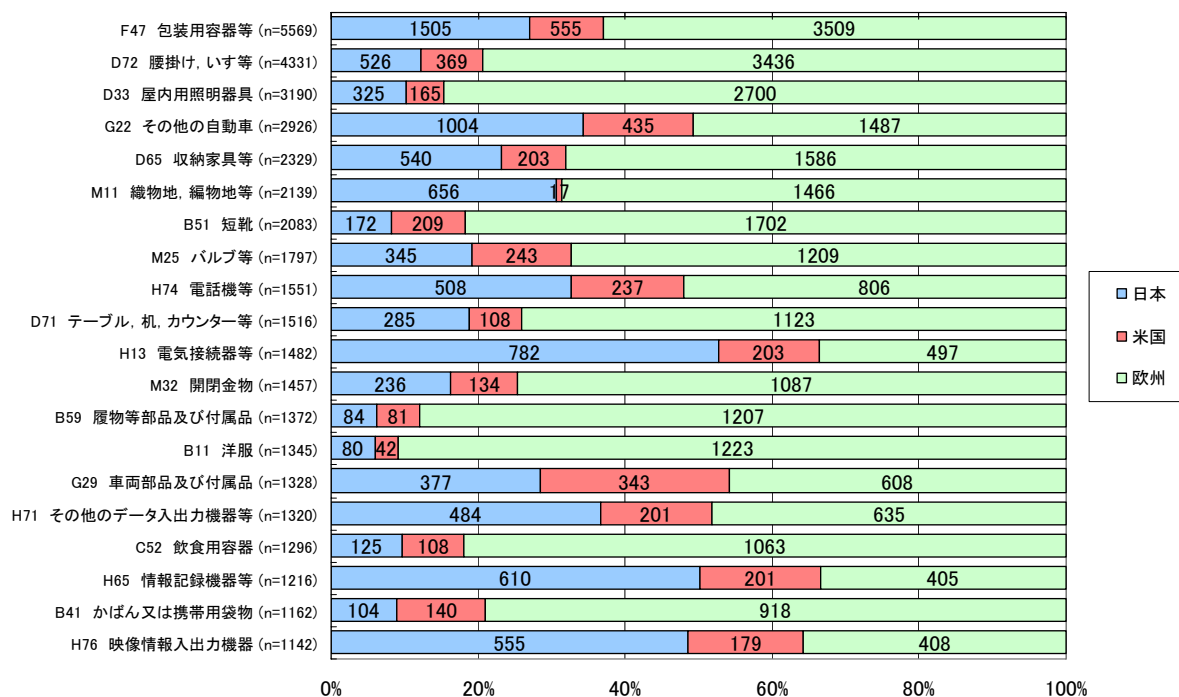
日本意匠分類の小分類一桁別の出願先国別の意匠登録数（1～20位）を第2-18図に示す。出願先国別の意匠登録数では、H17の発光ダイオード及び電球等、H75の紙データ入出力機等、D43の送風式冷暖房機器等、J74の手術用機械器具及び処置用機械器具、J32のカメラ等、L35の門、扉、さく等、H13の電気接続器等、H65の情報記録機器等、H76の映像情報入出力機器の9分野で日本での意匠登録数が最も多く、それ以外の31分野では欧州での意匠登録数が多い。

日本での意匠登録数比率が最も高いのは、H17の発光ダイオード及び電球等であり、全体の63.9%（469件）となっている。

米国で高い意匠登録数比率となっているのはG29の車両部品及び付属品で25.8%（343件）、H72の音響情報入出力機器で22.3%（231件）であるが、米国での意匠登録数比率の中では高いものの、いずれの物品でも日本、米国、欧州の比較では最も低い。

欧州で高い意匠登録数比率となっているのは、B11の洋服で90.9%（1,223件）となっているのを筆頭に、B59の履物等部品及び付属品で88.0%（1,207件）、D33の屋内用照明器具で84.6%（2,700件）、C52の飲食用容器で82.0%（1,063件）、B51の短靴で81.7%（1,702件）、B36の眼鏡で81.3%（581件）と、全体の80%以上を占めるものだけでも6分野ある。

第2-18図 主要物品の出願先国別の意匠登録数（1～20位）



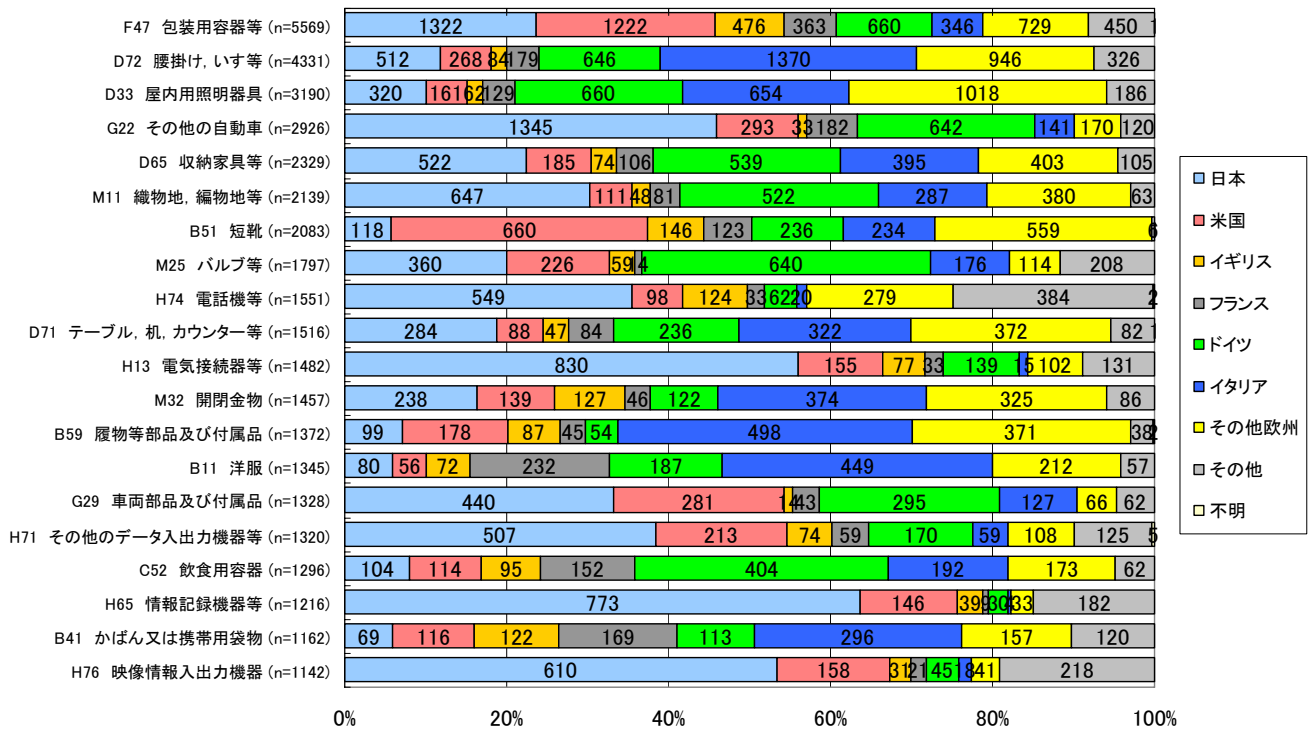
日本意匠分類の小分類一桁別の出願人国籍別の意匠登録数（1～20位）を第2-19図に示す。出願人国籍別の意匠登録数では、H75の紙データ入出力機等、J32のカメラ等、H17の発光ダイオード及び電球等、H65の情報記録機器等、D43の送風式冷暖房機器等、H13の電気接続器等、H76の映像情報入出力機器、L35の門、扉、さく等、19分野で日本国籍の出願人の意匠登録数が多い。

欧州地域の出願人に関し、ドイツ国籍の出願人の意匠登録数が多いのは、M25のバルブ等、L32の組立て家屋等、C52の飲食用容器、C64の調理用加熱器、等9分野であり、イタリア

国籍の出願人の意匠登録数が多いのは、B59の履物等部品及び付属品、B11の洋服、D72の腰掛け、いす等、M32の開閉金物、等8分野となっている。また、フランス国籍の出願人の意匠登録数が多いのは、B36の眼鏡の1分野のみであり、スペイン国籍の出願人の意匠登録数が多いのは、J23の腕時計の1分野となっている。

また、米国籍の出願人の意匠登録数が多いのは、B51の短靴、E13の人形及び動物おもちゃ等、C53の食卓用容器又は保存用容器（イタリアと同数）の3分野である。

第2-19図 主要登録物品の出願人国籍別の意匠登録数（1～20位）



第3章 意匠制度に関する分析

第1節 意匠制度の比較分析

1. 意匠制度比較

①日本・米国・欧州の審査制度の違い

日本と米国の意匠制度は、実体審査を行って新規性と創作性を判断しているが、欧州は、各国毎に意匠制度が存在するほか、欧州共同体意匠規則によってEU加盟国（25カ国）で広域にデザインを保護する制度となっている。欧州の主要国（ドイツ、フランス、イギリス、イタリア）の意匠制度は新規性や創作性の判断をする実体審査をせず、方式的要件のみをチェックして権利化する無審査登録制度となっている。同様に欧州共同体意匠規則も無審査登録制度を採用しているが、無方式で権利が発生する非登録意匠権と出願を必要とし登録によって権利が発生する登録意匠権が存在する。このように意匠制度そのものが日本、米国と欧州とは異なっている。

②日本・米国・欧州の保護対象の違い

日本は、保護対象を「物品（物品の部分を含む）の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合」とし、形状を有する物品を保護の対象としている。従って現行の意匠法では、アイコンやグラフィックシンボル、タイプフェイスは保護の対象ではない。ただし、2007年4月1日から操作を伴う物品の画面デザインは保護の対象となる。米国では保護対象を「製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠」とし、製造物品に具現化されるものは保護の対象となり、アイコンやグラフィックシンボルはコンピュータモニタを破線で描くことにより製造物品として要件をみなすものとしているほか、タイプフェイスも製造物品の要件をみなすものとしている。

欧州共同体意匠規則では、「製品」を保護の対象としており、アイコンやグラフィックシンボル、タイプフェイスも製品として認められている。

このように保護対象は日本の「物品」、米国の「製造物品」、欧州の「製品」とやや異なるが、アイコンやグラフィックシンボル、タイプフェイスの扱いを除き概ね同じであるといえる。

③日本・米国・欧州の保護期間の違い

保護期間は、日本は2006年（平成18年）6月7日の法改正により2007年4月1日から設定登録の日より20年間となった。

米国は意匠特許の日から起算して14年間、欧州の無審査登録制度は最初は出願から5年間保護され、その後4回の更新により最長25年間保護される。無方式制度は公知となった日から3年間保護される。

このように日本・米国・欧州で保護期間が大きく異なっている。

④秘密意匠制度の有無

日本では秘密意匠制度で登録意匠を最長3年間秘密にすることが可能であり、欧州では公開繰り延べ制度によって最長30ヶ月公報の発行を遅らせることが可能である。これに対し、米国にはこうした制度は存在しない点が異なっている。

⑤ 1 出願に含むことができる意匠数の違い

日本は、1つの出願に記載できるのは1つの意匠とすることとし、米国も1つの出願にクレーム（意匠特許）は1つしか許されていない。しかし、日本には関連意匠制度があり類似する意匠を同日に限って（2007年4月1日以降は本意匠の公報の発行の日前まで可能）出願することを可能としている。米国では、クレームは1つしか許されていないものの、複数の実施態様を記載することは可能であり、さらにはクレームする発明の名称を複数記述することが許されている。

一方、欧州共同体意匠規則では、1つの出願において、ロカルノ国際分類が同一の製品であれば、複数の意匠を纏めて出願することが可能である。

このように出願の対応は、日本・米国・欧州で大きく異なっている。

⑥ 早期審査制度の有無

日本と米国は、新規性と創作性を実体審査を行って判断しているため、権利が発生するまでに時間がかかる。このため、ライフサイクルの短い製品や模倣品が発生しやすい製品に意匠権を早期に与えることを可能とする早期審査制度が存在している。

これに対し、欧州共同体意匠規則は無審査登録制度を採用しているため、出願から権利が発生するまでの期間が短く、早期審査制度は存在しない。

2. 意匠制度以外のデザイン保護制度

① 著作権法

日本、米国、欧州では、一定の条件を満たしていれば製品デザインも著作権により保護される。欧州では、各国で保護対象及び保護範囲に相違がみられるものの、欧州全体として日本及び米国に比べて、製品デザインに対して著作権による保護が厚い傾向にある。

② 商標法

日本で商標登録されるには、自己の業務で提供している商品やサービスの自他商品・役務の識別力を有する必要があるとあり、欧州では識別力があること、先行商標に抵触しないことその他、機能的ではないという要件を備えている必要がある。一方、米国では、米国連邦商標法（ランナム法）に基づき、識別力を有する場合には商品等の形状自体もトレードドレスとして保護対象となる。トレードドレスは、商標登録されていない場合でもコモンロー上の商標として保護される可能性がある。自他商品・役務識別力を有し、混同の恐れがあり、非機能的である場合には、トレードドレスによる侵害が認められており、トレードドレスによる保護の効果は、日本の不正競争防止法（第2条第1項第1号の周知表示混同惹起行為）の要素を含んだものとなっている。

③ 不正競争防止法

不正競争防止法は、日本、米国、欧州いずれにおいても、基本的には他人の商品の形態を模倣すること、不法に複製することを禁止するものである。欧州では共同体域内をカバーする不正競争防止法は存在せず、デザインは各加盟国の関連法により保護される。

米国では、連邦の著作権法や商標法（ランハム法）により、消費者が混同を引き起こす行為を禁止していることに加え、各州のコモンローによっても不正競争に対する救済措置があり、製品デザインは、日本及び欧州に比べて不正競争防止法により手厚い保護がなされている。

第2節 意匠出願動向への影響分析

日本、米国、欧州の意匠制度の違いによる出願動向への影響として、①実体審査を行っているかどうか、②保護対象の違い、③1出願に含むことができる意匠数の違いが考えられる。

①実体審査を行っているかどうかについては、実体審査を行う日本及び米国と、実体審査を行わない欧州とでは、総じて実体審査を行う日本及び米国の出願の方が少ない傾向にある。

②保護対象の違いによる出願動向の影響については、米国、欧州ではアイコンやグラフィックシンボル、タイプフェイスの保護も意匠制度で行っているが、出願件数がそれぞれの国、地域で少ないことから、影響は小さいと考える。

③1出願に含むことができる意匠数の違いとしては、日本は一意匠一出願であり、自己の本意匠に類似する関連意匠を出願することができる関連意匠制度が存在するのに対し、米国は一意匠一出願ながら運用により一出願の中に物品名を複数記述することが許されている。また、欧州共同体意匠規則では、多意匠一出願としており、それぞれの制度に出願人にとってのメリット、デメリットがあるため、単純に比較することができない。出願態様の違いによる出願動向への影響はあると考えられるが、どの程度の影響によって表れているかは不明であり、今後この点について詳しく調べる必要がある。

また、米国では商標法によるトレードドレスでの保護が意匠権取得の要否に影響を及ぼしている可能性があり、それが日本、欧州での意匠登録数に比べ、少ない理由の一つと思われる。

米国、欧州は意匠の出願件数が近年増加傾向にあること、日本は制度改正によって出願件数の増加の見込みがあることから、日本、米国、欧州のいずれも今後意匠の出願は増加していくものと考えられる。

第4章 経済・産業状況から見た分析

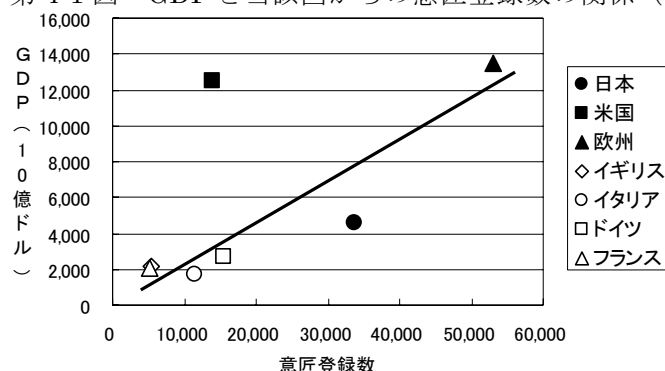
第1節 経済マクロ指標と意匠出願動向

1. GDP と意匠登録数

第4-1図に日本、米国、欧州の2005年のGDPと当該国からの意匠登録数の関係を示す。

GDPと当該国からの意匠登録数の関係では、日本、米国、欧州ではGDPは大きい順に、欧州>米国>日本となっているのに対し、当該国からの意匠登録数では、大きい順に欧州>日本>米国となっており、GDPで日本、米国、欧州からの意匠登録数の多寡をまとめて説明することは難しいことがわかる。欧州の主要国を含めて考えると、日本、欧州および欧州の主要国はGDPで比較的良好に整理できるが、米国については経済規模から見て、意匠登録数が少ない傾向が見られる。

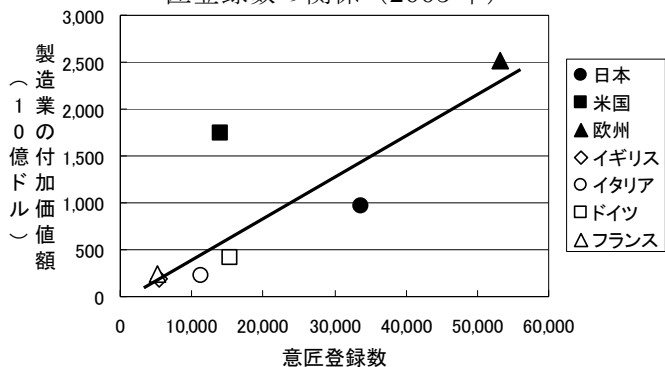
第4-1図 GDPと当該国からの意匠登録数の関係（2005年）



また、第4-2図に日本、米国、欧州の2005年の製造業の付加価値額と当該国からの意匠登録数の関係を示す。製造業の付加価値額は、2005年のGDPに対する製造業の構成比であり、ここでは意匠登録と密接な関係があると考えられる製造業をGDPから抽出した指標として用いた。また、図中には、欧州の主要国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア）のGDP、製造業の付加価値額も示した。

製造業の付加価値額と当該国からの意匠登録数の関係においても、大きくは傾向は変わらず、GDP、製造業の付加価値額で日本を上回る米国からの意匠登録数は、日本からの意匠登録数より少ないという関係にある。

第4-2図 日米欧の製造業付加価値額と当該国からの意匠登録数の関係（2005年）



注) 製造業の付加価値額の算出に用いた GDP に対する製造業の構成比データは、以下に示す各国の () 内の年次のものを用いた。これらの年次の GDP に対する製造業の構成比を 2005 年の GDP に乗じて、2005 年の製造業の付加価値額を推定した。また、欧州については、以下の欧州 13 か国の製造業の構成比データの平均値から付加価値額を推定した。日本 (2004)、米国 (2004)、英国 (2002)、イタリア (2003)、オーストリア (2003)、オランダ (2002)、ギリシア (2002)、スウェーデン (2003)、スペイン (2003)、デンマーク (2002)、ドイツ (2002)、フィンランド (2002)、フランス (2002)、ベルギー (2002)、ポルトガル (2003)。

参考：外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf

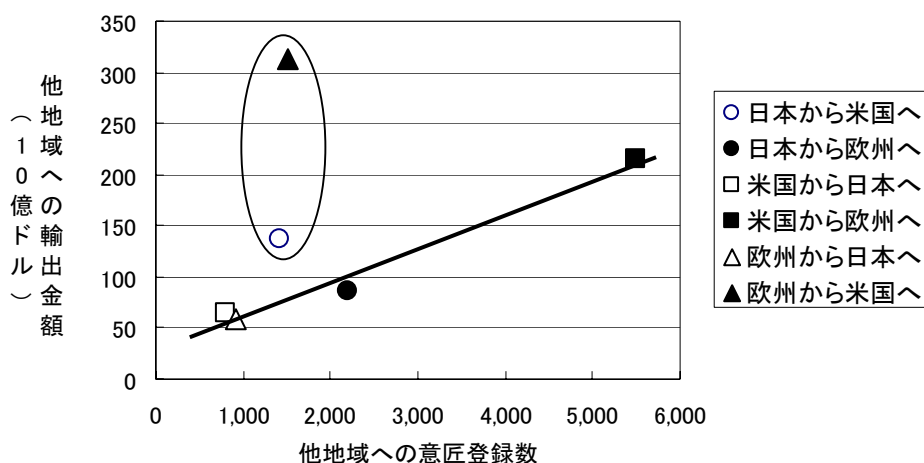
「National Accounts of OECD Countries:Detailed Tables Vol. II a,Vol. II b,1992-2003」 OECD

「National Accounts Statistics:Main Aggregates and Detailed Tables,2002-2003」国連をもとに作成

2. 輸出額と意匠登録数

第 4-3 図に日本、米国、欧州の相互の輸出額と意匠登録数の関係を示す。輸出品と輸出先国での意匠登録には密接な関係があることが考えられたが、ここでも第 4-1～2 図と同様、輸出額と意匠登録数の関係を説明することは難しい。日本及び欧州から米国への意匠登録数が輸出金額と比べて少ない、もしくは、日本及び米国から欧州への意匠登録数が輸出額と比べて多い傾向が見られる。前述の GDP と意匠登録数では、米国の GDP、製造業の付加価値額に対して、米国からの意匠登録数が少ないという見方を示したが、そのことは米国国籍出願人の自国登録率の低さが表れたためであり、本来の原因は出願人国籍に関係なく、米国での意匠登録数が、日本、欧州での意匠登録数より少ないことにあると考えられる。したがって、輸出額と意匠登録数との関係でも、米国への意匠登録数が少ないと見た方が考えやすい。このことから、日本、欧州については、相互の輸出額と意匠登録数にある程度の相関関係があると考えられるが、米国との輸出額と意匠登録数については、米国の商標法によるトレードドレスの保護による影響と一意匠一出願ながら運用により一出願の中に物品名を複数記述することが許されており、1つの意匠登録に複数の意匠が含まれていることから正確な意匠登録数を見い出せないことも一因と思われる。今後はこれを加味して分析する必要がある。

第 4-3 図 日米欧相互の輸出額と意匠登録数の関係 (2005 年)



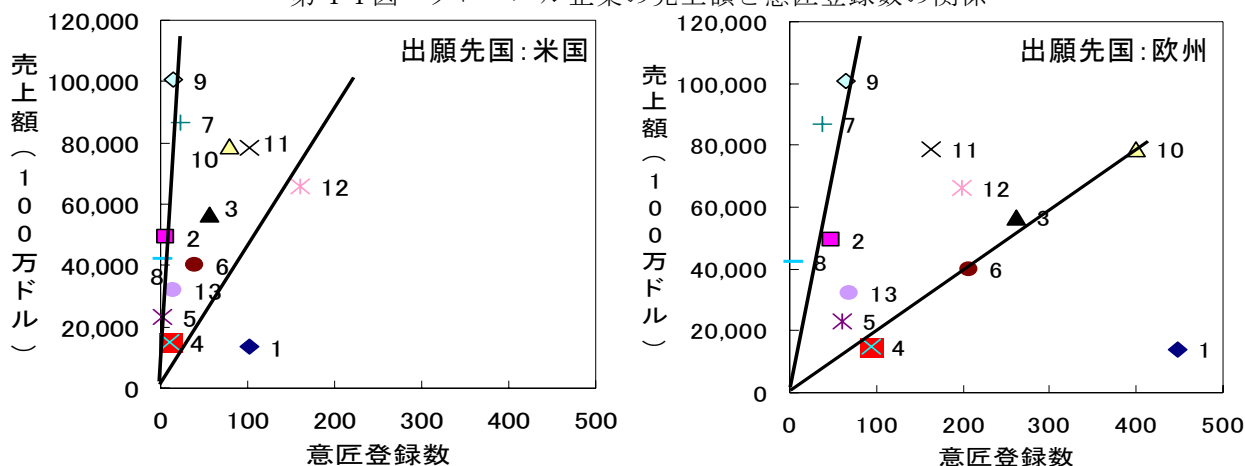
参考：外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf をもとに作成

3. グローバル企業の売上高と意匠登録数

第4-4図にはグローバル企業の米国、欧州での意匠登録数と売上高の関係を、第4-5表にはグローバル企業の米国、欧州での登録状況を示す。これらの企業は2006年7月発行のFORTUNE Global 500のThe World's Largest Corporationsにリストアップされている企業で、本調査結果による2005年1年間の日本、米国、欧州で公報発行された意匠登録総数が50件以上、かつ日本、米国、欧州での意匠登録数がいずれも3件以上の企業の中から抽出した13社である。第4-4図では、各企業の米国での意匠登録数、欧州での意匠登録数と売上高の関係を米国、欧州に分けて示した。

第4-4図、第4-5表によれば、ここにあげた13社については、いずれも欧州での意匠登録数が米国での意匠登録数よりも多くなっている。各企業毎の欧州／米国での意匠登録数比率では、最もその比率が小さいソニーで1.2であり、最も比率が大きいCOCA-COLA(米)は20.3である。米国国籍企業でさえ、欧州での意匠登録数が米国での意匠登録数を上回っている状況があることがわかる。このことは、換言すれば、意匠登録数と売上高との関係をマクロに見た場合、欧州での関係の方が、同一水準の売上高における意匠登録数が多いことを示すものであり、第4-1図～第4-3図の傾向と符合する。

第4-4図 グローバル企業の売上額と意匠登録数の関係



凡例) 1: NIKE、2: UNILEVER、3: PROCTER & GAMBLE、4: HENKEL、5: COCA-COLA、6: MICROSOFT、7: HEWLETT-PACKARD、8: 富士通、9: SIEMENS、10: SAMSUNG ELECTRONICS、11: 松下電器産業、12: ソニー、13: WALT DISNEY

参考: 「FORTUNE Global 500」 Time Inc.社 をもとに作成

第4-5表 グローバル企業の米国、欧州での意匠登録状況

出願人(グローバル企業)	国籍	業種・分野	出願先別意匠件数		欧/米比率
			米国	欧州	
COCA-COLA	米国	飲料	3	61	20.3
HENKEL	ドイツ	家庭用品	11	95	8.6
UNILEVER	オランダ	食品	7	48	6.9
MICROSOFT	米国	コンピュータソフトウェア	40	208	5.2
SAMSUNG ELECTRONICS	韓国	電気電子機器	80	400	5.0
WALT DISNEY	米国	娯楽	14	70	5.0
PROCTER & GAMBLE	米国	家庭用品	56	261	4.7
SIEMENS	ドイツ	電気電子機器	14	65	4.6
NIKE	米国	アパレル	103	447	4.3
富士通	日本	コンピュータ、事務機器	3	5	1.7
HEWLETT-PACKARD	米国	コンピュータ、事務機器	23	38	1.7
松下電器産業	日本	電気電子機器	102	164	1.6
ソニー	日本	電気電子機器	161	199	1.2

4. 米国での意匠出願動向の影響因子

米国の経済規模に見合った意匠登録が米国でなされていない理由の一つには、米国における法制度の影響があるものと推察される。米国では商標法によるトレードドレスの保護によって、意匠がある程度保護されるため、このことが米国での意匠登録数に少なからぬ影響を及ぼしていることと、一意匠一出願ながら運用により一出願の中に物品名を複数記述することが許されており、1つの意匠登録に複数の意匠が含まれていることがあげられ、ここまでに示した米国における経済マクロ指標と意匠出願動向の関係を生み出していることが考えられる。

したがって、トレードドレスによるデザインの保護の実態を詳しく調査すること、1つの意匠登録に複数の意匠が含まれていること（複数の物品を記述できる運用）について詳しく調査分析する必要があり、その結果を合わせて分析しなければ、米国についての経済マクロ指標と意匠出願動向との関係を考察することは難しい。

第5章 文化、慣習等から見た分析

第1節 日本

日本では、古くから中国や朝鮮半島、近代は欧米から技術・文化を取り入れ、吸収、取捨選択を繰り返し、様々な手を加えることによって独特な文化を展開している。日本の文化・慣習・国民性について、意匠出願動向への影響の観点から、いくつかの特徴があげられるが、その中でも、日本人が導入した新技術を分析、改良することや、異文化を日本流に変更して取り入れること等、いわゆるリバースエンジニアリング的な才能に長け、そのことが新たな創作を生み出す基盤となっていることは今日の意匠出願動向に少なからぬ影響を与えていることが考えられる。

日本からの意匠登録数が多いもののうち、文化、慣習が関係しているものとして、伝統を受け継ぎながらもデザインを重要視する慶弔用品（C7）、我が国の気候が高温多湿であるために製品が多く存在する暖房機器や空調換気機器（D4）、住環境の変化と新しい技術やデザインが投入されている厨房設備用品や衛生設備用品（D5）や住宅設備用品（D9）があげられる。

第2節 米国

リスクを冒して新しいものに挑戦する意志（フロンティア精神）、自由を最大限に守る信念で米国人の国民性は特徴づけられる。米国の文化・慣習・国民性について、意匠出願動向への影響の観点から、いくつかの特徴があげられるが、その中で、「機械化による効率化の追求」や「先入観にとらわれない、ニーズに直結した科学の探求、独創性の重視」等は、創造するデザインの内容に直結する特徴であると考えられる。

しかしながら、今回の調査結果において、米国からの意匠登録数が多い日本意匠分類大分類（物品群）である履物（B5）、おもちゃ（E1）、運動競技用品（E3）、航空機（G4）について、文化、慣習に関係しているかの判断は難しい。日本、欧州に比べて総じて意匠登録数が少なく、特徴が見えにくくなっているのも一因である。

第3節 欧州

欧州の特徴の一つは、その多様性にあると言える。欧州は、もともと国が接しているため、自国のアイデンティティを常に意識しており、各国がそれぞれの歴史と文化を持っている。欧州および主要国の文化・慣習・国民性について、意匠出願動向への影響の観点から、いくつかの特徴があげられるが、その中でも、人権意識の高さ、「まね」は恥ずべきとの認識は、意匠出願に対する考え方の基礎になっていると思われる。

欧州からの意匠登録数が多いもののうち、文化、慣習が関係していると考えられる代表的なものとして自己主張・表現しやすい衣服（B1）、身の回り品（B3）やかばん（B4）などや、手作りのものを尊ぶことからクラフトマン（工芸家、職人）が多く存在し、製品が多数生み出されている室内整理用家具（D6）、家具（D7）や、室内装飾品（C2）があげられる。

なお、文化、慣習等の意匠出願動向への影響については、定性的な分析とならざるを得ないので、その評価に注意を要する。

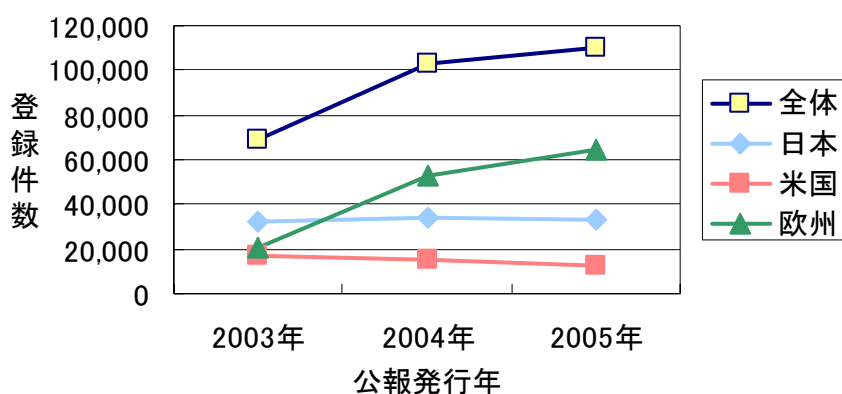
第6章 意匠出願動向予測

第1節 全体動向予測

日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）のデータベースを利用した検索データによる2003～2005年の出願先国別の意匠登録数推移を第6-1図に示す。なお、OHIMへの直接出願が可能となったのは2003年4月1日からであるため、2003年の欧州の意匠登録数は1年分の意匠登録数でないことに注意を要する。

第6-1図では、日本での2005年の意匠登録数はわずかに減少（2004年比-4.7%）しているが、2003年からの3年間で見れば、ほぼ同水準（2003年比+2.8%）で推移していることを示している。それに対し、米国での意匠登録数は2004年には2003年比-5.6%、2005年には2004年比-17.3%と減少傾向にある。また、欧州での2005年の意匠登録数は2004年比+20.8%であり、OHIMへの直接出願が可能となってから日が浅いためか、日米とは違う傾向を示している。全体で見れば、欧州の増加傾向の影響を受けて、2005年の意匠登録数は2004年比+6.5%となっている。このことから今後の出願動向を予測するならば、日本での現状維持、米国での減少、欧州での増加、全体での増加傾向が続くと思われる。ただし、米国での減少傾向の原因が明確ではないため、あくまで推測の域を出ないものである。

第6-1図 出願先国別の意匠登録数推移



出願先国	2003年	2004年	2005年
全体	68,785	103,050	109,780
日本	31,816	34,300	32,705
米国	16,576	15,654	12,951
欧州	20,393	53,096	64,124

第2節 分野別動向予測

日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）のデータベースを利用した検索データによる2003～2005年の出願先国別の意匠登録数推移をロカルノ国際分類別に示したものが第6-2図である。なお、OHIMへの直接出願が可能となったのは2003年4月1日からであるため、2003年の欧州の意匠登録数は1年分の意匠登録数でないことに注意を要する。

ここで、日本、米国、欧州（欧州共同体）の出願先国毎、また、ロカルノ国際分類毎に、2003～2004年の意匠登録数増減率と2004～2005年の意匠登録数増減率を算出すると、第6-3表のようになる。その中で、比較的顕著な傾向が表れていると考えられることとして2年連続して、意匠登録数増減率が増加、もしくは減少しているロカルノ分類に注目してみる。

それらのロカルノ分類において、さらに、2年目の増加率および減少率の増減を評価し、次の4水準のランク付け（点数付け）を行う。

ランクⅣ（+2点）：2年連続して意匠登録数が増加し、かつ、増加率も上がっているもの

ランクⅢ（+1点）：2年連続して意匠登録数が増加しているが、増加率は下がっているもの

ランクⅡ（-1点）：2年連続して意匠登録数が減少しているが、減少率は下がっているもの

ランクⅠ（-2点）：2年連続して意匠登録数が減少し、かつ、減少率も上がっているもの

ランク付けの結果も合わせて、第6-3図に示しているが、この結果によれば、仮に今後の出願動向が過去3年間の出願動向と変わらないと仮定した場合、日本での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、ランクⅣであるロカルノ国際分類のクラス03の旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品、他で明記されていないもの、クラス05の繊維製品、人造及び天然のシート材料、クラス26の照明機器であり、反対に日本での意匠登録数が今後減少する可能性があるのは、ランクⅠであるロカルノ国際分類クラス04のブラシ製品、クラス15の機械、他で明記されていないもの、クラス27の煙草及び喫煙者の消耗品となる。

同様に、米国での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、ロカルノ国際分類クラス13の電気の発電、供給又は変流のための器具、クラス17の楽器、クラス30の動物の世話及び扱い用の物品となる。米国での意匠登録数が今後減少する可能性があるものはデータからは推測できない。

また、欧州での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、米国と同じロカルノ国際分類クラス30の動物の世話及び扱い用の物品であり、今後減少する可能性があるものはデータからは推測できない。

さらに、ランクに伴う点数を日本、米国、欧州（欧州共同体）で合計すると、最も高い点数となったのは、ロカルノ国際分類クラス05の繊維製品、人造及び天然のシート材料、クラス13の電気の発電、供給又は変流のための器具の2つであり、日本、米国、欧州（欧州共同体）全体で今後増加する可能性があるものと推測できる。日本、米国、欧州（欧州共同体）全体で今後減少する可能性があるものは見当たらなかった。先にも述べたが、あくまで上記仮定に基づく予測で推測の域を出ないものであることに注意を要する。

第 6-2 図 ロカルノ分類による出願先国別意匠登録数推移



第 6-3 表 ロカルノ分類別の意匠登録数増減率の評価

		出願先国: 日本				出願先国: 米国				出願先国: 欧州				合計 点数
		増減率		ランク	点数	増減率		ランク	点数	増減率		ランク	点数	
		2003~ 2004年	2004~ 2005年			2003~ 2004年	2004~ 2005年			2003~ 2004年	2004~ 2005年			
クラス01	食料品	42.1%	3.7%	III	1	293.3%	-27.1%	-	-	82.1%	35.6%	III	1	2
クラス02	衣料品及び小間物類	-12.1%	15.4%	-	-	40.0%	-16.3%	-	-	183.8%	29.5%	III	1	1
クラス03	旅行用品、ケース、パランソル及び身の回り品、他で明記されていないもの	12.9%	19.0%	IV	2	22.5%	-8.8%	-	-	212.5%	17.6%	III	1	3
クラス04	プラシ製品	-12.7%	-26.0%	I	-2	-3.4%	17.1%	-	-	50.0%	26.0%	III	1	-1
クラス05	繊維製品、人造及び天然のシート材料	1.1%	34.0%	IV	2	292.9%	56.4%	III	1	194.7%	5.0%	III	1	4
クラス06	家具	8.3%	-5.3%	-	-	35.7%	-23.0%	-	-	116.0%	34.6%	III	1	1
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	0.4%	-17.1%	-	-	24.2%	-18.9%	-	-	187.5%	16.5%	III	1	1
クラス08	工具及び金物類	12.5%	3.7%	III	1	30.0%	-29.2%	-	-	224.1%	25.7%	III	1	2
クラス09	商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器	23.9%	-1.9%	-	-	8.6%	3.6%	III	1	88.4%	18.5%	III	1	2
クラス10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具	11.1%	4.5%	III	1	26.1%	-6.5%	-	-	136.3%	21.0%	III	1	2
クラス11	装飾用品	3.9%	-10.9%	-	-	40.2%	-7.5%	-	-	192.7%	-2.1%	-	-	0
クラス12	輸送又は引き揚げの手段	24.3%	-8.7%	-	-	56.8%	-26.6%	-	-	184.9%	21.9%	III	1	1
クラス13	電気の発電、供給又は変流のための器具	12.4%	9.1%	III	1	1.6%	14.9%	IV	2	139.3%	48.2%	III	1	4
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	-2.3%	5.7%	-	-	40.1%	-25.9%	-	-	132.6%	22.1%	III	1	1
クラス15	機械、他で明記されていないもの	-5.5%	-12.1%	I	-2	35.9%	-24.9%	-	-	170.1%	32.8%	III	1	-1
クラス16	写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器	1.6%	-2.1%	-	-	6.0%	-0.6%	-	-	182.4%	23.0%	III	1	1
クラス17	楽器	86.5%	-59.4%	-	-	12.5%	25.0%	IV	2	206.3%	59.2%	III	1	3
クラス18	印刷機及びオフィス用機械	65.3%	-13.9%	-	-	27.4%	-39.6%	-	-	304.6%	-44.0%	-	-	0
クラス19	文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材	15.0%	-27.3%	-	-	42.3%	-12.4%	-	-	104.4%	43.2%	III	1	1
クラス20	販売及び広告機器、表示具	46.7%	-20.5%	-	-	-4.1%	-3.4%	II	-1	198.4%	-12.7%	-	-	-1
クラス21	ゲーム、玩具、テント及びスポーツ用品	-10.7%	-10.4%	II	-1	24.2%	-13.2%	-	-	113.8%	12.9%	III	1	0
クラス22	武器、火薬製品、狩猟、漁猟及び害獣駆除のための物品	11.0%	-32.2%	-	-	2.1%	-2.0%	-	-	278.7%	-39.0%	-	-	0
クラス23	流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	-0.9%	0.2%	-	-	26.3%	6.7%	III	1	151.6%	33.7%	III	1	2
クラス24	医療器具及び実験室器具	25.8%	6.2%	III	1	7.7%	-33.1%	-	-	54.4%	48.7%	III	1	2
クラス25	建築ユニット及び建設部材	-11.6%	14.6%	-	-	35.0%	-9.9%	-	-	228.8%	-9.3%	-	-	0
クラス26	照明機器	18.2%	48.5%	IV	2	27.2%	-27.0%	-	-	213.2%	51.0%	III	1	3
クラス27	煙草及び喫煙者の消耗品	-13.3%	-23.6%	I	-2	47.9%	-18.3%	-	-	134.0%	-12.4%	-	-	-2
クラス28	医薬品及び化粧品、化粧品用品及び化粧道具	36.0%	-6.4%	-	-	26.9%	-39.1%	-	-	232.2%	-8.8%	-	-	0
クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の装置及び器具	-44.1%	222.6%	-	-	96.5%	-42.9%	-	-	196.2%	19.5%	III	1	1
クラス30	動物の世話及び扱い用の物品	-8.0%	-6.5%	II	-1	18.7%	23.1%	IV	2	15.4%	45.5%	IV	2	3
クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの	-18.9%	6.5%	-	-	42.1%	-18.5%	-	-	273.0%	42.8%	III	1	1

第7章 日本の目指すべき方向性

第1節 意匠出願動向から見た各国の強みと弱み

1. 日本

第7-1表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の日本国籍の出願人の積極的に意匠登録を取得している分野を示す。

ここでいう積極的に意匠登録を取得している分野とは、外国での意匠登録数が当該国において、当該国を含めた他の国に比べ、最も多い物品と定義した。すなわち、日本国籍の出願人の場合は、米国において、米国、欧州、その他の国の出願人よりも意匠登録数が多い場合、米国での意匠登録に積極的な物品分野とし、同様に、欧州において、米国、欧州、その他の国の出願人よりも意匠登録数が多い場合、欧州での意匠登録に積極的な物品分野とした。⁵

表の右端に当該国毎に積極的に意匠登録を取得している分野には、「優勢」と表示し、網掛けで当該国での意匠登録数に表示している。また、自国において最も多い意匠登録数には、「*」を付している。

第7-1表によれば、1位のH65情報記録機器等以下17物品が、対米国においては日本国籍の出願人の積極的に意匠登録を取得している分野となり、対欧州においては、1位のH65の情報記録機器等以下7物品が積極的に意匠登録を取得している分野となった。

日本国籍の出願人が積極的に意匠登録を取得している分野、すなわち、日本の強みの特徴には、日本意匠分類のHグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）に属する物品が17物品中8物品、次いで、Jグループ（一般機械器具）3物品、Kグループ（産業機械器具）2物品と、電気、機械関連分野が大部分を占めていることがあげられる。

後述する米国、欧州国籍出願人が積極的に意匠登録を取得している分野より、物品数が多いことも特徴である。なお、参考のために、特許における日本の強みの分野を示すと、「電子部品・半導体」、「表示・音響」⁶となり、日本においては、特許と意匠の強みは重なる分野が認められる。

積極的に意匠登録を取得している分野とは反対に、自国での意匠登録数が他の国に比べて最も少ない物品分野を意匠登録に消極的な分野と定義した。すなわち、日本国籍の出願人の場合は、日本において、米国、欧州、その他の国の出願人よりも意匠登録数が少ない場合、意匠登録に消極的な物品分野としたが、日本国籍の出願人において、意匠登録に消極的な分野は存在しない結果となった。このことは、前述の全体動向で示した日本国籍出願人の自国登録率の高さ（92.2%）を反映しているものと考えられる。

⁵ 第7-1表では上記評価基準で機械的に積極的に意匠登録を取得している分野を抽出しており、当該国での意匠登録数が10件に満たないような物品も積極的に意匠登録を取得している分野としてランキングされていることに注意を要する。

⁶ 参考：「特許行政年次報告書2006年版」2006年10月10日、（社）発明協会
日米欧の技術分野別三極コア出願件数（2001年）のデータによる。

2. 米国

第 7-2 表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の米国国籍の出願人の積極的に意匠登録を取得している分野を、第 7-3 表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の米国国籍の出願人の意匠登録に消極的な分野を示す。

積極的に意匠登録を取得している分野では、1 位の F42 のレットル以下 12 物品分野が、対欧州においての積極的に意匠登録を取得している分野となり、対日本においての積極的に意匠登録を取得している分野は、5 位の C44 の生理用品、1 物品分野となった。

この中で米国での意匠登録数において、日本、欧州からの意匠登録数より多いものは、2 位のアイコン以下 12 物品中 7 物品で、日本国籍の出願人とは対照的に、前述の全体動向で示した米国国籍の出願人の自国登録率の低さ（59.7%）を反映しているものと考えられる。

特に、1 位の F42 のレットル、8 位の H25 の配電盤、制御盤等、11 位の H11 の電線、電気ケーブル等、12 位の J50 のその他の自動販売機及び自動サービス機は、米国での意匠登録数が 0~2 件であり、意識して米国での登録を行っていない状況が窺える。米国国籍の出願人の積極的に意匠登録を取得している分野、すなわち、米国の強みの分野としての特徴は、上位にレットル、アイコンといったグラフィック系のデザインが入っていること、生理用品のみが日本、米国、欧州（欧州共同体）すべてで意匠登録数が多い物品分野であること、おもちゃに関する 2 物品分野が入っていることがあげられる。

意匠登録に消極的な分野は、1 位の E46 の電子楽器以下 8 物品分野であり、その内、4 物品分野については米国で日本国籍の出願人の意匠登録数が最も多く、残り 4 物品分野についてはその他の国の国籍の出願人の意匠登録数が最も多い。米国国籍の出願人の意匠登録に消極的な分野、すなわち、米国の弱みとして目立った特徴は見出せないが、米国においての普及率が高い推測される 8 位の C67 の食品食器用洗浄機及び食品食器用乾燥機が入っていることは意外である。なお、表の右端に当該国毎に消極分野には、「劣勢」と表示し、網掛けで自国での意匠登録数に表示している。

3. 欧州

第 7-4 表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の欧州国籍の出願人の積極的に意匠登録を取得している分野を、第 7-5 表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の欧州国籍出願人の意匠登録に消極的な分野を示す。

積極的に意匠登録を取得している分野では、1 位のキャラクタ以下 3 物品分野が、対米国においての積極的に意匠登録を取得している分野となり、対日本においての積極的に意匠登録を取得している分野は、3 位の B52 の運動用特殊靴、1 物品分野となった。この中で欧州での意匠登録数において、日本、米国からの意匠登録数より多いものは、1 位のキャラクタ以下 4 物品分野中 3 物品分野であった。1 物品分野を除き、外国での登録を積極的に行っている物品分野について自国での登録にも積極的であることは、日本国籍の出願人と同様である。意匠登録に積極的分野にあがる物品が日本、米国、欧州（欧州共同体）の中で最も意匠登録数の多い欧州国籍の出願人において 4 物品分野しかないことについては、日本国籍の出願人に次いで自国登録率が高いわりに、外国での登録率⁷（日本で 2.8%、米国で 11.7%）はそれほど高くないためであると考えられる。積極的に意匠登録を取得している分野、すなわち、欧州の強みの分野としての特徴には、上位にキャラクタ、フォントといったグラフィック系のデザインが入っていること、3 位の B52 の運動用特殊靴はスケート靴、スキー靴であ

り、欧州に主要メーカーがある製品であることがあげられる。

意匠登録に消極的な分野は、1位の J50 のその他の自動販売機及び自動サービス機以下 4 物品分野であり、その内、3 物品分野については欧州で米国国籍の出願人の意匠登録数が最も多く、残り 1 物品分野についてはその他の国の国籍の出願人の意匠登録数が最も多い。4 位の H14 の電子回路用素子体は、欧州国籍の出願人による欧州での登録は 0 件であるのに対し、日本での意匠登録数は 6 件、米国での意匠登録数は 3 件で、自国では登録せず、外国で登録している例である。

⁷ 日本国籍出願人の外国での登録率は、米国で 10.9%、欧州で 3.4%、米国国籍出願人の外国での登録率は、日本で 2.5%、欧州で 8.6%、その他国籍出願人の外国での登録率は、日本で 2.6%、米国で 17.7%、欧州で 8.9% である。

第 7-1 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の日本国籍出願人の積極的に意匠登録を取得している分野

順位	日本意匠分類	内容	全体件数	日本国籍出願人登録件数	日本国籍出願人登録比率	出願先:日本				出願先:米国				出願先:欧州				日本国籍出願人の位置づけ	
						日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	対米国	対欧州
						1	H65	情報記録機器等	1216	773	63.6%	*562	18	5	25	88	60	7	46
2	H75	紙データ入出力機等	747	631	84.5%	*448	10	0	2	60	25	3	4	123	8	46	18	優勢	優勢
3	J32	カメラ等	766	624	81.5%	*398	6	1	7	93	29	6	15	133	4	48	26	優勢	優勢
4	H17	発光ダイオード及び電球等	734	582	79.3%	*440	1	15	13	45	8	9	13	97	5	72	16	優勢	優勢
5	H14	電子回路用素子体	581	497	85.5%	*446	0	6	0	39	18	3	8	12	48	0	1	優勢	
6	H18	電池、乾電池、蓄電池等	338	261	77.2%	*224	2	8	7	12	9	3	6	25	9	27	6	優勢	
7	H21	回転電気機械	235	145	61.7%	*130	5	1	0	8	6	0	5	7	11	60	2	優勢	
8	B91	衣服及び身の回り品部品	379	135	35.6%	*100	10	18	6	28	15	1	3	7	3	167	21	優勢	
9	K52	繊維製品二次加工機械器具	123	113	91.9%	*82	2	0	1	14	1	1	0	17	0	5	0	優勢	優勢
10	J12	重量計、温度計、体積計等	319	104	32.6%	*58	2	1	0	15	8	5	10	31	3	171	15	優勢	
11	K25	釣用リール	93	85	91.4%	*58	1	0	0	16	4	0	0	11	0	1	2	優勢	優勢
12	J31	望遠鏡等	142	85	59.9%	*61	0	5	10	18	7	7	13	6	3	8	4	優勢	
13	F22	事務用印字具	100	67	67.0%	*51	0	0	0	14	2	3	3	2	0	20	5	優勢	
14	H63	信号調整機器	82	52	63.4%	*41	0	0	1	6	4	0	2	5	2	19	2	優勢	
15	H64	チューナー等	78	41	52.6%	*31	1	0	0	5	3	2	2	5	1	22	6	優勢	
16	E46	電子楽器	48	38	79.2%	*20	0	0	0	6	0	0	1	12	1	8	0	優勢	優勢
17	F42	打楽器	25	7	28.0%	*2	0	0	0	5	2	0	3		0	13	0	優勢	

第 7-2 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の米国国籍出願人の積極的に意匠登録を取得している分野

順位	日本意匠分類	内容	全体件数	米国国籍出願人登録件数	米国国籍出願人登録比率	出願先:日本				出願先:米国				出願先:欧州				米国国籍出願人の位置づけ	
						日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	対日本	対欧州
						1	F42	レットル	594	316	53.2%	135	0	0	0		2	0	3
2		アイコン	154	118	76.6%	0	0	0	0		*19	4	1	10	99	21	0		優勢
3	B72	理容用具	205	68	33.2%	69	8	7	4	9	*27	11	1	14	33	22	0		優勢
4	H14	電子回路用素子体	581	66	11.4%	446	0	6	0	39	18	3	8	12	48	0	1		優勢
5	C44	生理用品	80	64	80.0%	5	12	1	0		*24	0	0		28	4	6		優勢
6	E10	その他のおもちゃ	145	53	36.6%	43	1	0	1	4	*14	2	3		38	34	5		優勢
7	J66	武器	67	47	70.1%	5	1	1	0		*40	5	3		6	4	2		優勢
8	H25	配電盤、制御盤等	88	37	42.0%	32	0	0	0		0	0	1		37	18	0		優勢
9	E15	趣味おもちゃ又は運動具おもちゃ	57	20	35.1%	22	0	0	0		*5	2	1		15	12	0		優勢
10	H73	無線通信機器・探知機等	70	14	20.0%	40	2	1	0	1	*5	1	1	3	7	6	3		優勢
11	H11	電線、電気ケーブル等	50	8	16.0%	35	0	0	0	1	0	0	2		8	3	1		優勢
12	L50	その他の自動販売機及び自動サービス機	48	4	8.3%	41	0	0	2		1	1	0		3	0	0		優勢

第 7-3 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の米国国籍出願人の意匠登録に消極的な分野

順位	日本意匠分類	内容	全体件数	米国国籍出願人登録件数	米国国籍出願人登録比率	出願先:日本				出願先:米国				出願先:欧州				米国国籍出願人の位置づけ	
						日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	対日本	対その他
						1	E46	電子楽器	48	1	2.1%	20	0	0	0	*6	0	0	1
2	J60	その他の保安機械器具等	94	1	1.1%	60	0	1	1		0	0	*1	4	1	26	0		劣勢
3	B52	運動用特殊靴	43	1	2.3%	2	0	3	0		1	1	*3	0	21	12			劣勢
4	F22	事務用印字具	100	2	2.0%	51	0	0	0	*14	2	3	3	2	0	20	5		劣勢
5	G30	その他の船舶	16	2	12.5%	2	0	1	0	1	1	1	*2	2	1	4	1		劣勢
6	J31	望遠鏡等	142	10	7.0%	61	0	5	10	*18	7	7	13	6	3	8	4		劣勢
7	H17	発光ダイオード及び電球等	734	14	1.9%	440	1	15	13	*45	8	9	13	97	5	72	16		劣勢
8	C67	食品・食器用洗浄機及び食品・食器用乾燥機	156	15	9.6%	48	0	0	0	2	1	6	*8		14	65	11		劣勢

第 7-4 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の欧州国籍出願人の積極的に意匠登録を取得している分野

順位	日本意匠分類	内容	全体件数	欧州国籍出願人登録件数	欧州国籍出願人登録比率	出願先:日本				出願先:米国				出願先:欧州				欧州国籍出願人の位置づけ	
						日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	対日本	対米国
						1	J50	キャラクタ	335	320	95.5%		0	0	0	1	1	24	0
2	G00	フォント	95	80	84.2%		0	0	0		3	5	0	1	10	*75	1		優勢
3	B52	運動用特殊靴	43	25	58.1%	2	0	3	0		1	1	3		0	*21	12		優勢
4	E14	生活用具おもちゃ	20	7	35.0%	2	0	0	0		1	2	0		1	5	9		優勢

第 7-5 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の欧州国籍出願人の意匠登録に消極的な分野

順位	日本意匠分類	内容	全体件数	欧州国籍出願人登録件数	欧州国籍出願人登録比率	出願先:日本				出願先:米国				出願先:欧州				欧州国籍出願人の位置づけ	
						日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	日本国籍出願人	米国国籍出願人	欧州国籍出願人	その他国籍出願人	対米国	対その他
						1	J50	その他の自動販売機及び自動サービス機	48	1	2.1%	41	0	0	2		1	1	0
2	G00	G1～G4に属さないその他の運輸又は運搬機械雑	10	2	20.0%	1	0	0	0		0	0	0		3	2	*4		劣勢
3	C44	生理用品	80	5	6.3%	5	12	1	0		24	0	0		*28	4	6		劣勢
4	H14	電子回路用素子体	581	9	1.5%	446	0	6	0	39	18	3	8	12	*48	0	1		劣勢

第2節 日本の課題と目指すべき方向性

今回の調査では、2005年1～12月の1年間に、日本(JPO)、米国(USPTO)、欧州(OHIM)で公報発行された意匠を対象に出願動向分析を行った。それらを踏まえて、意匠出願に関する課題、解決策、およびこれからの日本の目指すべき方向性について、以下に述べる。

日本、米国、欧州の中で、日本国籍の出願人の意匠登録数は、単独国としては1位(33,753件)、欧州を本調査の定義どおり、EU加盟国25カ国とすれば、欧州(53,146件)に次いで2位であることは、意匠登録に総じて積極的であることを示していると考えられる。課題があるとなれば、自国登録率の高さとは対照的に低い、外国での登録率であろう。現状、日本国籍出願人の外国での登録率は、米国で10.9%、欧州で3.4%であり、特に、欧州での登録率が米国国籍の出願人(8.6%)、その他の国の国籍の出願人(8.9%)に比べて低い。日本、米国、欧州全体の58.4%の登録が集まる欧州において、登録率を上げることにより、新しいビジネスチャンスが生まれる可能性があると考えられる。

また、本調査で明らかとなったことの1つに、出願先国の意匠制度および関連制度の違いに対して、各国の出願人はかなり明確な対応の違いを打ち出していることがあげられる。例えば、米国国籍の出願人は自国登録率(59.7%)が日本(92.2%)、欧州(79.1%)に比べて低く、米国での意匠登録には積極的ではないが、欧州での意匠登録では米国国籍の出願人による米国での意匠登録数の71.0%に相当する登録を行っている。米国での意匠保護には商標法等の意匠関連法を必要に応じて利用している状況も推察される。出願先国の状況に応じた戦略が求められる。

分野別では、日本国籍の出願人は電気、機械関連が「強み」であることが本調査によってわかった。日本に限らず、米国、欧州においても、日本国籍の出願人による意匠登録数が当該国で最も多い物品にこれらが含まれている。日本において、日本国籍の出願人の意匠登録数が他の国籍出願人に比べて最も少ないような「弱み」に該当する物品がないことも「強み」の1つという言い方もできるかもしれない。本調査によって、日本意匠分類の小分類一桁別(439分類)の出願先国、出願人国籍等の詳細なデータを集計することができた。これらのデータを使った各分野、物品の状況に応じた戦略が求められる。

製品が成熟すればするほど、機能に加えて、意匠(デザイン)が製品価値を左右することが考えられる。必然的に意匠保護の重要性も高まることになる。また、製品マーケットが拡大することによって、意匠保護に関する対策も強化することが求められる。今後このような傾向はますます加速することも予想される。それらに必要な、かつ、効率的な戦略を常に持つておくことが肝要である。

最後に、本調査によって得られた知見が、企業活動における研究開発、デザイン開発等の戦略策定に有効に活かされることを願うとともに、次回以降の同様の調査における課題について述べる。その1つは、継続的なデータに基づく分析である。本調査では2005年の1年分のデータを用いたが、複数年データによって、経年分析が可能になる。もう1つは模倣品の多い分野に関する分析等、模倣品対策と関連づけた分析である。模倣品対策の必要性については言を待たない。中国、韓国、台湾等を含めた調査が有効であろう。さらには、各国の意匠制度による影響のより詳細な分析があげられる。米国のトレードドレスの保護に見られるような意匠制度以外のデザイン保護も含めて、出願人が望んでいる意匠制度の在り方について議論を深めていくために必要となる。